

## 第4章 沖縄県環境整備センター株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成25年3月6日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境と健全な経済社会活動を支えることを目的とし、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営を行う。

##### イ 事業内容

- ① 産業廃棄物及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理に関する事業
- ② 廃棄物の適正処理及び再生利用の普及に関する事業
- ③ その他前各号に付帯する一切の事業

##### ウ 施設の概要

#### (ア) 施設の種類

産業廃棄物管理型最終処分場（4分割構造とし、移動可能な被覆による被覆型最終処分場）

#### (イ) 施設の規模

埋立容量：約90,000 m<sup>3</sup>、埋立面積：約15,300 m<sup>2</sup>

#### (ウ) 埋立廃棄物の種類

##### a 産業廃棄物

①燃え殻、②汚泥（無機性）、③廃油（タービッチ類に限る）、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪廃石膏ボード（リサイクル不可なものに限る）、⑫銧さい、⑬がれき類、⑭ばいじん、⑮建設混合廃棄物（選別後残さ）、⑯13号廃棄物

※ ②④⑤⑥⑦⑩⑪⑬については石綿含有産業廃棄物を含む。

##### b 特別管理産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

##### c 一般廃棄物

焼却残さ等

d 災害廃棄物

(エ) 埋立期間

令和2年より15年間の予定

(3) 所管課

環境部環境整備課

(4) 所在地

沖縄県名護市字安和2045番地1

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 資本金

100,000,000円

イ 株式総数

15,720株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	6,800	43.25%
2	沖縄振興開発金融公庫	6,000	38.17%
3	名護市	2,000	12.72%
4	(一社) 沖縄県建設業協会	400	2.54%
5	(一社) 沖縄県産業資源循環協会	300	1.91%
6	琉球セメント(株)	100	0.64%
7	(株) 沖医メディカルサポート	100	0.64%
8	(公社) 沖縄県工業連合会	20	0.13%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

沖縄経済の発展に伴い、年間約180万トンもの産業廃棄物が排出され、埋立など最終処分される廃棄物は約4万トンに達していたが、県内の最終処分場はひっ迫しているため、県外へ移送して処分せざるをえない状況にあった。そこで、平成17

年3月に「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」が策定され、平成17～18年度にかけて開催された公共関与事業促進会議において検討された結果を受け、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営主体として、第三セクターによる株式会社として設立された。

イ 沿革

平成25年3月 沖縄県環境整備センター（株）設立  
 平成29年 産業廃棄物管理型最終処分場の建設工事に着手  
 令和1年10月 産業廃棄物管理型最終処分場（愛称「安和エコパーク」）が竣工

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	2,083,033,000	26,113,000	0
県委託金	0	0	0
県貸付金	104,400,000	0	0
県出資金	0	0	0
合計	2,187,433,000	26,113,000	0
県貸付金年度末残高	494,900,000	180,000,000	110,000,000
県の債務保証及び損失補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1現在）

ア 役員

常勤取締役 1名（内、県派遣1名（環境部参事監））  
 非常勤取締役 5名（内、県職員1名（副知事））  
 非常勤監査役 1名

イ 職員

職員総数 4名  
 （内訳：管理職3名（内、県派遣1名）、一般職1名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	388	98	144	45
固定資産	607	623	651	27
資産計	995	721	795	73
流動負債	411	90	20	△69
固定負債	120	192	192	—
負債計	531	283	213	△69
資本金	786	100	100	—
資本剰余金		364	364	—
利益剰余金	△321	△25	118	143
純資産計	464	438	582	143
負債・純資産計	995	721	795	73

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 73 百万円（前期比 33 百万円増加）、売掛金 68 百万円（前期比 12 百万円増加）である。

固定資産：有形固定資産 559 百万円（うち土地 454 百万円。前期比 9 百万円減少は、主に減価償却による減少 10 百万円である。）、投資その他の資産 91 百万円（前期比 36 百万円増加。主に維持管理積立金の積立て 40 百万円である。維持管理積立金とは特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、(独)環境再生保全機構へ県知事からの通知額に従い積み立てたものである。）である。

流動負債：主なものは未払消費税等 11 百万円である（前期比 2 百万円減少）。流動負債全体で前期比 69 百万円減少したのは、1 年内返済予定長期借入金 70 百万円の約定返済があったためである。

固定負債：固定負債 192 百万円のうち 110 百万円は借入金（借入先は全て沖縄県）である。

純資産：利益剰余金 143 百万円増加は、当期純利益 143 百万円計上されたため。  
 なお令和 2 年度において、欠損填補の無償減資を実施した（資本金 686 百万円を資本剰余金に振り替え、資本剰余金を繰越利益剰余金に 321 百万円振り替えた）。

沖縄県環境整備センター株式会社は、設立以来資本金の額が 5 億円以上であったため、会社法上の大会社に該当し（会社法第 2 条第 6 号）、会計監査人による会社法監査の対象であったが（会社法 328 条、会社法第 436 条第 2 項第 1 号）、令和 2 年度に欠損填補の無償減資により、資本金の額が 5 億円未満となったため、令和 3 年度は会計監査人の監査を受けていない。令和 2 年度までの会計監査人監査報告書によると、いずれの年も無限定適正意見が表明されていた。

令和 3 年度は、監査役による会計監査が実施されており、適正意見が表明されていた。

#### イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	増減
売上高	10	186	299	113
売上原価	26	147	102	△44
売上総利益	△16	38	196	157
販管費	61	55	55	△0
営業利益	△77	△17	140	157
営業外収益	0	2	2	0
営業外費用	—	0	0	0
経常収益	△76	△14	143	158
特別利益	3,415	26	—	△26
特別損失	3,390	24	—	△24
税引前当期純利益	△51	△13	143	156
法人税等	0	11	0	△11
当期純利益	△52	△25	143	168

売上高は産業廃棄物等の受入手数料である。最終処分場施設は令和 1 年 10 月末に竣工し産業廃棄物等の受け入れを開始しており、年々売上高は増加している。

当該施設は埋立容量 88,000 m<sup>3</sup> (約 75,000 トン)、運用期間 15 年のため単年度あたりの受入量は 5,000 m<sup>3</sup> (約 4,200 トン) を見込んでいる。受入量は、令和 2 年度 4,752 トン、令和 3 年度 7,995 トンと順調に受入量は増加しており、今後も安定した売上が見込まれる。

売上原価 102 百万円の主な内訳は、最終処分場の運転管理業務委託料 36 百万円、固定資産税 27 百万円である。

販管費は、前期と横ばいであり、特筆すべき項目はない。

営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和 2 年度に補助金受領、それに伴う圧縮損計上があり、反動減となっている。

## (2) 財務に関する監査手続

### ア 顧問税理士による確認

上述した通り、令和 3 年度は会計監査人による監査は受けていないものの、税務申告書には顧問税理士による「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する書面」が添付されている。当該書面によると、税理士が自ら計算し、整理した主な事項は次の通り。

### (ア) 法人税・地方法人税

区分	事項
現金	現金は出納帳で管理されており、残高が一致していることを確認した。
普通預金	普通預金については、毎月の帳簿預金残高が通帳残高と一致していることを確認した。決算時には、預金通帳残高が預金残高証明書と一致していることを確認した。
売掛金	決算時において、請求書の締日ごと、かつ、得意先別に入金状況を請求書控により確かめました。また、再度、当期に計上すべき収入に漏れがないこと、そして、締め後の売掛分間違いがないことを確かめた。

前払費用、長期前払費用	長期火災保険料について、前払費用に該当する金額を計算し、1年基準によりそれぞれ前払費用及び長期前払費用に振り替えていることを確認した。
固定資産	消耗品費、修繕費、消耗品費（原価）及び修繕費（原価）に、固定資産に該当するものがないか確かめた。また、除却資産、売却資産の有無を確かめた。
維持管理積立金、特定災害防止準備金、繰延税金負債	特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、(独)環境再生保全機構へ県知事からの通知額通りの金額が支払われていることを確認した。 また、県知事からの通知額の60%が、利益処分により特定災害防止準備金及び繰延税金負債に計上されていることを確認した。
長期借入金	沖縄県からの借入金であり、約定どおりの入金が行われていることを確認した。

(イ) 消費税・地方消費税

区分	事項
納税義務	基準期間における課税売上高が10,574,615円であることから、課税事業者及び本則課税適用であることを確認した。
仕入税額控除の計算方式	当期における課税売上高が5億円以下であり、かつ課税売上割合が95%以上であることから、仕入税額控除の全額を控除している。
課税売上	最終処分場受入れによる売上高が課税売上として処理されていることを確認した。雑収入の内容を確認し、課税資産の譲渡等に該当するものは課税売上として処理されていることを確認した。
非課税売上	非課税売上に計上されている取引は以下の通りである。 ・預金利息
不課税売上	不課税売上に計上されている取引は以下の通りである。 ・税金還付金 ・産廃税返金 ・消費税差額
課税仕入	課税仕入れに集計されている取引の中に非課税仕入、不課税取引に

	該当するものはないか確認した。また、取得した固定資産が課税仕入れとして適正に処理されていることを確認した。
非課税仕入	以下の取引が非課税仕入として処理されていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険料</li> <li>・ 商品券</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 行政手数料</li> </ul>

(ウ) 総合所見

総合所見として次の通り記載があった。

当社は毎月の巡回監査において、個々の取引につきその網羅性、真実性につき確認すると共に適時性についても確認、必要であればその都度修正処理させています。決算においては会社資産等の資料を確認し、税法基準と照らし必要な別表調整を行っています。経営者は経営に関する意識、納税に関する意識ともに高く健全な考え方を持っています。以上より、提示された帳簿資料の範囲内において決算書、申告書共に法令に準拠し、適正に作成されているものと判断しました。

(エ) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

当該法人の計算書類が「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日）に準拠して作成されていることを顧問税理士が確認し、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」が決算書に添付されていた。

なお、「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業庁が所管する「中小企業の会計に関する検討会」において公表されたもので、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。

当該チェックリストの所見欄には、次の通り記載があった。

毎月の巡回監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度訂正しています。また、原資記録の保存状態は良好で、証憑書類等も整然と保管されております。



以上検討の結果、提示を受けた帳簿等の範囲において、一般的に公正妥当と認められる会計基準及び中小企業の会計に関する基本要領に基づいて作成されたものと認めます。

イ その他の監査手続

顧問税理士により上記手続が実施されていたことから、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

(ア) 県からの借入金

令和3年度期首時点において残高のある借入金は次の通り。

(単位：円)

NO.	貸付日	当初貸付額	期首残高	当期返済	期末残高
1	H28. 2. 29	110,000,000	70,000,000	70,000,000	0
2	H29. 3. 31	110,000,000	110,000,000	0	110,000,000
	計	220,000,000	180,000,000	70,000,000	110,000,000

a 「NO.1」の借入について

借入理由は開業前の運営資金である。令和3年3月31日に一括返済することになっていたが、処分場の設計変更見直し等による施設の稼働遅れにより、返済期日までに返済財源確保できず、令和3年3月に変更契約を締結している。変更契約では当初貸付額110百万円を令和3年3月に40百万円、令和4年3月に70百万円返済する内容となっている。

当該変更については、令和3年3月22日付け環境整備センターの取締役会において「中長期収支計画では返済時期を令和5年度末まで猶予となっていたが、資金繰りに問題ないのか」との質問がなされている。つまり、県と環境整備センターの協議では、当初の返済期限（令和3年3月31日限り）について、令和6年3月31日までと3年延長され、その後、令和3年3月31日までに4000万円、令和4年3月31日までに残りの7000万円を返済する、という内容に度々変更となっていることになる。

このように、貸付金の返済期限が度々変更された経緯について、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。

【令和2年7月】

- ・財政課から、令和2年4～6月の環境整備センターの売上額が計画を大きく下回っているとの指摘とともに、貸付金1億1000万円の返済猶予は認められないとの見解が示される。

【令和2年8月】

- ・環境部と環境整備センターの間で事務調整会議を実施。
- ・令和2年度内に返済した場合、資金ショートが見込まれる。そこで、処理単価の見直し、減資による節税、大口取引先の開拓などの経営努力を重ねた上で、3年程度の返済猶予（令和5年度）を要望する。

【令和2年10月】

- ・財政課より、支払猶予等は認められず、全額期限内返済を求める旨の方針が改めて示される。
- ・その後、令和3年2月まで、環境整備センターの経営状況の報告、確認事項への回答など、随時ヒアリング・調整を実施。

【令和3年2月】

- ・環境整備センターの令和2年度末の現金残高が約7000万円となる見通しを受けて、財政課から年度中に一部返済が可能かどうかの確認があり、環境整備課から、収支見込み通り、約7000万円の残高がある場合には、運営費3か月分（4000万円）を差し引いた3000万円の返済が可能である旨回答。
- ・財政課より、令和3年3月末日までに4000万円、令和4年3月末日までに7000万円を返済するという条件にて猶予を認めるので、契約変更手続きを進めるよう連絡を受ける。なお、令和3年度末の資金残高については現段階では議論しないこと、コロナ禍において県も大幅な税収減が見込まれる状況にあり、環境整備センターだけ特別扱いはできないため、金融機関との調整を進めるなど、環境整備センターとしても最大限の経営努力が必要であるとの見解も併せて示される。

上記経緯の通り、県は、環境整備センターからの返済猶予の要望を安易に認め  
ておらず、環境整備センターの経営状況も踏まえた上で、分割返済を求めるなど  
適切に対応しているものといえる。

設計変更等の見直しによる稼働遅れはやむを得ないものである。当該変更契約  
に基づき、令和3年度は約定通り返済されており、特段指摘すべき事項はない。

b 「NO.2」の借入について

借入理由は開業初期の運営資金である。返済期日は令和6年3月31日（7年後  
期日一括返済）、貸付利率は無利子となっている。無利息貸付けとした理由につ  
いて予算執行伺いによると、「当該事業は、県が政策的に関与し、自ら実施主体  
となって整備・運営を行う必要があるが、事業の効率性の観点から第三セクター  
方式を採用しているため」とのことであり、特段指摘すべき事項はない。

また、上記の通り、平成28年3月7日付け貸付金1億1000万円の返済期限に  
ついて変更された経緯があることから、平成29年3月13日付け貸付金1億1000  
万円の返済期限（令和6年3月31日限り）についても、期限延長等の要望がな  
いかどうか、県所管課に確認したところ、以下の通り回答があった。

・令和5年度末に返済期限を迎える平成29年3月13日付け貸付金について  
は、令和5年度早期に予定している被覆施設移設工事の時期と重複し、環境  
整備センターの資金繰りに多大な影響があることから、2年間期限を延長す  
る案について協議を行う予定。具体的な調整については、移設工事費用が固  
まり次第行うこととしている。

後述する通り、被覆施設移設工事については、工法すら決まっておらず、着工  
時期も工事費も定まっていない。このような不十分な計画に対し、県は安易に財  
政支援を行うべきではない。

**【意見】**

県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意  
されたい。

(イ) 賞与引当金

令和3年度から賞与引当金が計上されていない。引当金の計上を中止した理由は、金額的重要性が乏しいためとのことであった。監査人が試算したところ、要引当額は640千円であり、総資産795百万円に照らし金額的重要性は乏しいと判断でき、会社処理は容認できる。

### 3 監査の結果

#### (1) 中長期計画について

県は、平成 16 年 11 月 19 日に「公社等の指導監督要領」を策定し、公社等外郭団体に対する県の指導要綱及び調整に必要な事項を定めている。なお、同指導要綱は、ほぼ毎年改正がなされており、直近では、令和 4 年 7 月 6 日に一部改正されている。

上記「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額  
イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

沖縄県環境整備センター株式会社（以下「環境整備センター」という。）は、平成 26 年 1 月に「中・長期計画」を策定しており、当該計画については、県のホームページにて開されている。同中・長期計画の「施設の整備計画」については、以下の通り記載されている。

#### 4 施設の整備計画

##### (1) 基本構想

##### ①施設規模・構造

項目	概要
施設規模	約 15 万 m <sup>3</sup>
埋立年数	15 年
施設形態	被覆型（屋根付き）
貯留構造物	コンクリート（遮水シート）
年間埋立量	8,200 m <sup>3</sup> /年（覆土 1,600 m <sup>3</sup> /年含まず）
浸出水処理能力	25 m <sup>3</sup> /日 放流なし、散水等利用
受入廃棄物	産業廃棄物・一般廃棄物

②施設整備費

項目	費用
土地購入費	1.5 億円
最終処分場建設費	31.7 億円
当初税負担	1.5 億円
諸経費	1.0 億円
合計	35.7 億円

③施設概要

項目	内容
建設予定地	名護市字安和地内
施設の種類	管理型最終処分場
廃棄物の受入基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別が徹底されていない混合廃棄物は受け入れない。</li> <li>・中間処理可能な廃棄物のうち、未処理廃棄物は受け入れない。</li> </ul>
年間埋立量	産業廃棄物 7,300 m <sup>3</sup> /年、一般廃棄物 900 m <sup>3</sup> /年、埋立廃棄物計 8,200 m <sup>3</sup> /年、覆土 1,600 m <sup>3</sup> /年
受入対象廃棄物	産業廃棄物：①燃え殻、②無機性汚泥、③鉍さい、④ばいじん、⑤建設混合廃棄物 一般廃棄物：①燃え殻、②災害廃棄物

(2) 基本設計

後日追加

(3) 実施設計

後日追加

上記中長期計画において、計画期間は平成 25 年度から平成 45 年度（施設整備及び施設運営（営業）期間）となっているが、中長期計画策定時点では、未だ最終処分場の施設整備計画について、基本構想にとどまっており、「基本設計」及び「実施設計」に関して「後日追加」と記載されたままであり、極めて粗い計画が公表されたままとなっている。

環境整備センターは、前記「沿革」にて述べた通り、平成 25 年 3 月に設立されたが、平成 29 年に「産業廃棄物管理型最終処分場」の建設工事に着手し、令和 1 年 10 月に同処分場（愛称「安和エコパーク」）が竣工した。そして、令和 2 年 2 月から同処分場の運営を開始し、現在に至っている。

しかし、この間、上記中・長期計画は一度も更新されていない。

上記の通り、中長期計画は極めて粗い内容であり、基本設計・実施設計に関して「後日追加」と記載されたものの、その計画が追記されることはなかった。当然、施設の建設工事に関する計画、施設の運営に関する計画についても、何ら追記されることなく、現在に至っている。

県所管課に確認したところ、中長期計画は令和 5 年度に更新される予定とのことであるが、計画を策定した平成 26 年 1 月から既に 9 年経過しているにもかかわらず、現在まで一切更新が無く、少なくとも、上記中長期計画に「後日追加」する旨記載された基本設計・実施設計の内容、施設の建設計画及び運用計画については、その都度、計画を更新すべきであった。

このように、中長期計画が設立当初から何ら更新されずに放置されていたことは、県民に対する適切な情報公開がなされているものとはいえない。

#### 【指摘】

「公社等の指導監督要領」「10」「15」に基づき、中長期計画について、実情に沿った内容にて随時更新の上、県民に対し、積極的に情報公開するよう指導すべきである。

また、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」（平成 13 年 3 月総務部財政課）「第 3 管理運営の指導監督に係る留意事項」においては、「(7) 部局長は、公社等外郭団体の経営状況について、設立目的・趣旨に沿った事業が展開されているか、経営環境の変化に対応した事業内容の見直しが図られているか、中・長期的な安定的な事業計画と収支計画が策定されているかなどの多様な観点から点検し、県行政施策との関連を明確にし公社等外郭団体の健全な運営が確保されるよう指導すること」と

定められていることからすると、中長期計画そのものについて、検証すべきことが求められている。

上記の通り、設立後の中長期計画公表から、9年間も更新されていないにもかかわらず、そのまま放置されていたのは、取りも直さず、県側において、公社等が策定した中長期計画について、その策定内容、実施状況等について、検証する体制が整っていなかったからと考えられる。

#### 【意見】

「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」「第3 管理運営の指導監督に係る留意事項」に鑑み、公社等が策定した中長期計画について、その策定内容、実施状況、及び、更新すべき内容等について、検証する体制を構築されたい。

#### (2) 最終処分場の被覆施設移設について

##### ア 移設方式の決定に関して

最終処分場は、4分割の埋立地があるが、周辺環境への負荷の低減を図るため、埋立地に被覆施設（屋根）を設置したクローズドシステムとなっている。

埋立地は概ね3年半で満杯となる予定であり、埋立終了後は防水シート等で覆い、雨水が流入しないような措置を講じた後、被覆施設を次の埋立地に移設する必要がある。移設時期については、令和5年度の初め～半ばを予定している。

被覆施設の移設には、多額の費用がかかるところ、施設運用当時は具体的な移設計画及び資金調達方法について十分な検討がなされていなかった。

令和3年5月27日に行われた環境整備センターの取締役会において、①被覆施設移転作業の方式比較（解体設置方式、増設方式、曳家方式）、②資金調達方法（補助金、借入金、出資金）について審議された。

財務中長期シミュレーションによると、移設時も含め年商240百万円確保できれば50百万円程度の移設費であれば対応できるが、移設費は、150百万円程度必要であると考えられており、何らかの資金調達が必要な状況である、とされている。

その後、令和3年9月16日に、移設方式を曳家方式とする旨の取締役会決議がなされた。

最終処分場の被覆施設の移設に関し、県と環境整備センターとの間で、どのような協議を行ったのか、県の所管課に確認したところ、令和5年1月時点で、以下のような回答があった。



- ・ 県は、令和3年4月～7月の調整会議において、環境整備センターより、3方式（解体移設方式、増設方式、曳家方式）の比較検討について説明を受けた。
- ・ 環境整備センターからは、搬入停止のない増設案について補助金摘要の要望があったが、国庫補助対象外となるため断念するに至った。また、県は工事費が最も安価かつ工期の短い曳家方式について合意した。

しかし、移設工事の発注準備段階で曳家方式の見積業者から辞退を受け、工法変更を余儀なくされており、現時点で工法及び概算工事費が定まっていない。工事スケジュールについても、着工未定のため目途が立っていない。

最終処分場4分割のうち1面は、令和5年中旬には満杯となる見込みとのことであり、そのため、早急に被覆施設の移設を実施する必要がある。このまま、移設工事が実施できない状況が続けば、最終処分場の運用を継続することができなくなり、環境整備センターを設立した意義が失われることとなりかねない。

最終処分場の運用開始後、被覆施設の移設が必要となることは施設の計画段階から分かっていたはずである。それゆえ、環境整備センターは、移設に関し、シミュレーションを行い、県はこれに対して意見を述べるなど、十分な協議が行われて然るべきであった。

それにもかかわらず、未だ、工法すら定まっていないのは、前記の通り、中長期計画を策定していないなど、重要な計画に関し、県への報告が滞っており、県との協議、県による指導・監督が十分でなかったからと言わざるを得ない。

しかも、県は、環境整備センターの株式43%以上を保有する筆頭株主であるにもかかわらず、株主総会において特段意見を述べていない。

**【指摘】**

県は、外郭団体に対し、指導・監督すべき立場にあり、最終処分場の被覆施設の移設等の重要事項について、定期的に報告を求めた上で、十分な協議を実施すべきである。

**【指摘】**

環境整備センターの筆頭株主として、移設方針等の重要事項について、株主総会で意見を述べるなど、適正にチェックすべきである。

#### イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について

前記の通り、環境整備センターは、県からの貸付金について、度々、償還期限の延長を要請するなどして、資金繰りを行っている。被覆施設の移設に伴う資金調達に関し、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。

- ・資金調達については、原則、民間金融機関からの借入を求めており、必要最低限度について支援をすることとしている。
- ・県としては、財政支援として令和5年度末返済期限を迎える貸付金1億1000万円について返済期限を2年延長する案を検討している。
- ・環境整備センターからの新規貸付金要望については、概算工事費が未定のため予算調整が出来ないことから保留としている。

#### 【意見】

県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。

#### ウ 収支計画について

令和2年12月15日に行われた環境整備センター取締役会では、環境整備センターの「中長期収支計画案」として、今後の6年間の売上見込みについて説明がなされており、令和2年度の売上げ見込みを1億2000万円、令和3年度～令和7年度については毎年2億4000万円（1か月平均2000万円）と設定している。

また、被覆施設の移設費については、令和6年度、令和10年度、令和14年度にそれぞれ2億円を見込んでいるとしている。

被覆施設を移設する年度においては、移設期間を3か月見込んでいることから、当該年度の売上げを1億8000万円（1か月当たり2000万円×3か月分の減収）とし、被覆施設の移設がない年度においては、毎年9000万円～1億円の利益が出る見込みとしている。

この点、被覆施設の移設期間（3か月）においては稼働しない（営業しない）計画だったのか、仮に、そうであるならば、3か月の休止期間のため、顧客が離れるなどの弊害が考えられるが、休止期間を設けずに運営はできないのか等の検討がなされたかどうかについて、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。

- ・本施設の浸出水処理設備や浸出水貯槽は散水管理を基に設計されており、大雨に対応できないことから、屋根は必須となる。
- ・基本計画において停止期間は想定されていたものの、費用試算のみであり、顧客離れ等の弊害については議論されていなかった。
- ・受入停止期間のない方法として増設案や分割移設案があるが、建設コストが掛かることや構造上の問題等がある。

#### 【意見】

被覆施設移設のための休止期間における売上減少等について、単なる費用試算にとどまらず、顧客獲得（顧客離れ）等の要因も検討した上で、十分な収支計画がなされているか、環境整備センター側と協議されたい。

#### (3) 売上実績

令和4年3月25日に行われた環境整備センターの取締役会において、令和3年4月～令和4年2月（11か月）の売上は約2億4600万円であり、目標額年商2億4000万円（月平均2000万円）を達成している旨の報告がなされている。そして、令和3年度の最終的な売り上げは、299,211,280円となっている。

もっとも、上記年商達成については、一時的に、沖縄県中部にある民間最終処分場が従前受け入れていた一般廃棄物を受入れたことによる2282万円の売上げがあったこと、及び、一時的に、がれき類を受け入れたことによる売上げが5410万円であったことが要因とされており、今後も、安定した売上げが確保できるかが課題とされている。

この点、令和2年12月15日に行われた環境整備センターの取締役会においても「積極的な営業活動を行わないと2億4000万円という売上げは厳しい」との意見がなされている。

そこで、令和4年度の売上について問い合わせたところ、令和4年4月～12月（9か月）の売上は181,309,950円（月平均20,145,550円）との回答があり、目標額を達成していることを確認した。

県は、環境整備センターに対し、毎月、売上額及び受入実績について報告を求めており、現時点の売上実績について特段、指摘・意見はない。

(4) 役員の就任について

県による「公社等の指導監督要領」には、「6 代表役員等への就任の制限」として、以下のような規定を置いている。

<p>6 代表役員等への就任の制限</p> <p>(1) 公社等の自立化を促進するため、県の知事及び副知事（以下「知事等」という。）は、次に掲げる場合を除き、公社等の代表役員に就任しないものとする。</p> <p>ア 県民運動を推進する上で、その象徴的な存在として知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>イ 理事の大多数を市町村長が占めるなど公社等の実施事業が市町村行政と密接に関連しているとともに、県行政とも高い関連性を有しており、県及び市町村行政との整合性等を図る観点から知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>ウ 公社等の基本財産等が県民から付託された多額の県有財産であることから、当該県有財産を適切かつ効率的に運用し、公益事業を実施していく観点から、知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>(2) 所管部統括監は、(1)のアからウまでのいずれかに該当するものとして知事等に公社等の代表役員への就任の承諾（再任を含む。）を求めようとする場合は、あらかじめ、総務統括監に合議するものとする。</p> <p>(3) 県の一般職の職員（以下「県職員」という。）は、派遣条例に基づき公社等へ派遣される場合を除いて、公社等の代表役員に就任しないものとする。</p> <p>(4) 公社等の健全な経営に資するため、知事等及び県職員は、公社等の監事又は監査役に就任しないものとする。</p>
---

上記の通り、「公社等の指導監督要領」において、知事及び副知事は原則として公社等の代表役員に就任しないものとされているが、環境整備センターは設立から現在に至るまで、県副知事が代表取締役役に就任している。

この点について、県所管課に対し、上記「6 代表役員等への就任の制限(1)」の例外規定「ア」「イ」「ウ」のいずれに該当するものと考えているか、確認したところ、以下の通り回答があった。

<p>・例外規定の「ウ」に該当する。</p>
------------------------

環境整備センターは、県の出資及び補助金等多額の資金が投入され、県有財産を適切かつ効率的に運用し公益事業を実施していくこと、また、地元住民との良好な信頼関係の形成に向けた県の姿勢を明確に示すことから、当面の間、副知事が代表取締役として就任する必要がある。

また、県副知事の環境整備センター代表取締役への就任について、直近では、令和4年6月に照屋義実副知事が代表取締役に再任されている。

副知事の代表取締役就任に当たっては、上記「6 代表役員等への就任の制限(2)」の通り、所管課統括監から、事前に総務統括監との間で合議を執り行っているところ、当該合議において、副知事が代表取締役に就任する理由及び就任期間について、以下の通り説明されている。

**【副知事が代表取締役に就任する理由】**

- ・産業廃棄物管理型最終処分場の安全性・信頼性を維持し、民間人材等の活用、安定した経営体制の構築に努める必要がある。

環境整備センターについては、これまでの住民説明会等の中で、「民間だけでは整備・管理が信頼できない」との意見等を踏まえ、施設の建設から供用開始まで当分の間、県から職員を派遣し、最終処分場の安心・安全の確保に責任を負うこととして事業を進めてきた。

当施設は、供用開始から間もないことから、施設の安全性の確保、経営体制の安定化及び地元地域との信頼関係維持のため、当面の間、責任を負う必要がある。

- ・環境整備センターの出資金については、令和4年3月末現在、7.86億円であり、その内訳は、沖縄県3.4億円、沖縄公庫3.0億円、名護市1.0億円、(一社)沖縄県産業廃棄物協会など関係団体及び地元企業等46百万円である。
- ・処分場の整備費用(平成29年度本体工事以降の補助金事業費)は約34.55億円(税抜)、その資金調達は国庫交付金約9.37億円、県補助金約25.18億円で、内訳が起債約18.96億円、一般財源が約6.22億円である。
- ・処分場の整備・運営については、県から出資及び補助金等多額の資金を投入しており、県有財産の適切かつ効率的な運用、公益事業を実施していくという観点及び、地元住民との良好な信頼関係の維持に向けた県の姿勢を明確に示すという観点から、当面の間、副知事が代表取締役に就任する必要がある。

【副知事の代表取締役就任期間について】

担当副知事が環境整備センターの代表取締役に就任する期間は、処分場の安定した施設運営及び経営体制の構築までの当面の間とする。

確かに、上記「副知事が代表取締役に就任する理由」については一定の合理性が認められる。

しかし、環境整備センターは、令和2年2月に廃棄物の搬入を開始し、既に3年が経過し、4分割された最終処分場のうち、1面については埋立が満杯となり、被覆施設移設が実施される状況にある。そうすると、「供用開始から間もない」とは言い難い。

また、環境整備センターは、代表取締役に就任している副知事以外に、環境部参事監が、派遣により、常勤として取締役（肩書としては専務取締役）に就任しており、施設の安全性の確保、経営体制の安定化及び地元地域との信頼関係維持といった点について、副知事が代表取締役に就任しなければ実現し得ないものとは考えられない。

そもそも、副知事は代表取締役に就任しているとは言っても、あくまで非常勤であり、その業務執行権限は実質的には常勤取締役に委ねられているものと言わざるを得ない。

そうすると、副知事が環境整備センターの取締役に就任する必要性があったとしても、代表取締役に就任すべき必要性があるとは思われない。

また、前記の通り、環境整備センターは、中長期計画の策定・更新が滞っており、極めて重要な被覆施設の移設計画についても頓挫するなど、施設の安全性の確保についても懸念が生じている。県は、環境整備センターの筆頭株主として、環境整備センターの最終意思決定機関である株主総会において、施設の安全性の確保や運営状況について意見を述べ、指導・監督すべき立場にあるといえる。それにもかかわらず、株主総会において何ら意見を述べていないのは、環境整備センターの代表取締役に副知事が就任していることの弊害とも考えられる。

加えて、仮に、環境整備センターによる最終処分場の安定した施設運営及び経営体制の構築まで、副知事が引き続き代表取締役に就任すべき場合であったとしても、現状は「当面の間」として具体的な期間が設定されていない。いわゆる副知事の充て職とならないよう、具体的な任期を設定すべきである。

**【意見】**

副知事が今後も引き続いて、環境整備センターの代表取締役役に就任する必要性があるのか、仮に、取締役役に就任すべき必要性がある場合であっても、非常勤取締役の就任では目的を達成できないのか否かについても、検討されたい。

**【意見】**

引き続き副知事が代表取締役役に就任する必要性があると認められる場合であっても、その就任期間について、具体的な任期を定めることを検討されたい。

## 第5章 那覇空港ビルディング株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成4年12月1日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

公共性のより一層の確保及び那覇空港旅客ターミナル施設の一元的な管理運営を行うことを目的に、第3セクター方式による株式会社として設立された。

##### イ 事業内容

- ① 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ② 航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- ③ 貸室業
- ④ 石油類、酒類、煙草、薬品、郵便切手、収入印紙類の販売
- ⑤ 日用雑貨品、飲食物等の販売
- ⑥ 旅行斡旋業
- ⑦ 損害保険代理業
- ⑧ 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ⑨ 貸自動車業
- ⑩ 駐車場の経営
- ⑪ 広告宣伝業
- ⑫ 倉庫業
- ⑬ 建物の管理、警備並びに電気、水道設備等の運転、保守管理業
- ⑭ 前各号に附帯する一切の業務

##### ウ 施設の概要（平成31年3月現在）

#### (ア) 建物名称

那覇空港旅客ターミナルビル

#### (イ) 施設の規模

延べ床面積 約152,612㎡

#### (3) 所管課



企画部交通政策課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字鏡水 150 番地

(5) 基本財産と県の出資（令和 3 年度決算値）

ア 資本金

3,566,854,000 円（内、県出資金 891,713,500 円）

イ 株式総数

47,640 株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	12,000	25.00%
2	DFS ベンチャーシンガポールリミテッド	7,000	14.58%
3	沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86%
4	オリオンビール（株）	3,500	7.29%
5	ANAホールディングス（株）	2,800	5.83%
6	日本航空（株）	2,730	5.69%
7	日本トランスオーシャン航空（株）	2,450	5.10%
8	ダイキン工業（株）	2,160	4.50%
9	ロイヤルホールディングス（株）	2,150	4.48%
10	那覇市	1,536	3.20%
11	（株）琉球銀行	1,400	2.92%
12	（株）沖縄銀行	1,400	2.92%
13	大同火災海上保険（株）	1,160	2.42%
14	沖縄電力（株）	720	1.50%
15	沖縄セルラー電話（株）	720	1.50%
16	（株）ローソン	720	1.50%
17	コクヨ（株）	720	1.50%
18	（株）沖縄海邦銀行	700	1.46%
19	コザ信用金庫	360	0.75%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

航空需要が年々増加傾向を示し、空港旅客ターミナル施設の機能が限界に達していたことから、新たな旅客ターミナルビルを整備する必要があり、その管理運営を行うため第3セクター方式の法人が設立された。

イ 那覇空港及び法人の沿革（ホームページより）

昭和8年	旧日本海軍によって「海軍小禄飛行場」として開設。
昭和11年3月	海軍小禄飛行場は、那覇飛行場の名称となり逓信省の管理となる。
昭和17年8月	那覇飛行場、海軍の管轄となり再度「海軍小禄飛行場」と改称され、拡張が行われた。
昭和29年11月	那覇民間空港用ターミナルビルの供用開始。
昭和34年4月	那覇空港ターミナルビル（旧国内線第2ターミナルビル）完成（5.9 供用開始）。
昭和47年5月15日	本土復帰、運輸省所轄の第2種空港「那覇空港」として滑走路2,700m運用開始。
昭和50年4月	暫定ターミナルビル（旧国内線第1ターミナルビル）完成。
昭和61年3月	那覇空港3,000m滑走路供用開始。
昭和61年7月	新国際線ターミナルビル供用開始。
平成2年4月	「那覇空港周辺地域整備について」の県方針決定始。
平成3年11月	「第6次空港整備計画」閣議決定。
平成4年5月	那覇空港開港20周年式典開催。
平成4年8月	運輸省において、「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」を策定。
平成4年12月1日	那覇空港ビルディング株式会社設立。
平成5年5月	那覇空港ターミナル地域整備事業の起工式。
平成8年12月17日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル建設着手。
平成9年1月23日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル起工式。
平成11年3月25日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル竣工。
平成11年5月25日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル竣工式、落成式典及び祝賀会。

平成 11 年 5 月 26 日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル供用開始。
平成 12 年 10 月 4 日	那覇市都市景観賞受賞。
平成 14 年 5 月	那覇空港開港 30 周年。
平成 14 年 9 月 19 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第一次増築工事竣工。
平成 14 年 12 月 1 日	那覇空港ビルディング株式会社創立 10 周年。
平成 15 年 10 月 1 日	国際線旅客ターミナルビルを引き継ぐ。
平成 16 年 11 月 30 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第二次増築工事竣工。
平成 19 年 3 月 29 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル 2 階手荷物検査場拡張及び貸室エリア拡張工事。
平成 21 年 3 月 19 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル旅客用和式トイレの洋式化への改修工事。
平成 21 年 9 月 25 日	ほじょ犬専用トイレ整備（南側特定駐車場）。
平成 24 年 5 月	那覇空港開港 40 周年。
平成 24 年 6 月 20 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル起工式。
平成 24 年 12 月 1 日	那覇空港ビルディング株式会社創立 20 周年。
平成 25 年 9 月 20 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第三次増築工事竣工。
平成 26 年 1 月 10 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工。
平成 26 年 2 月 14 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工式、落成式典及び祝賀会。
平成 26 年 2 月 17 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル供用開始。
平成 27 年 3 月 20 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル 4 階ロビー内にて礼拝室供用開始。
平成 27 年 12 月 17 日	新立体駐車場（P3）第 1 期分供用開始。
平成 28 年 9 月 21 日	新立体駐車場（P3）第 2 期分を含め全面供用開始。
平成 28 年 10 月 4 日	那覇空港国際線旅客ターミナルビル 44 番コンコース増築部分供用開始。
平成 30 年 2 月 28 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第四次増築工事竣工。

平成 31 年 3 月 13 日 那覇空港際内連結ターミナル施設 竣工式、落成式典及び祝賀会。

平成 31 年 3 月 18 日 那覇空港際内連結ターミナル施設供用開始。

令和 2 年 10 月 那覇空港国際線（CIQ）施設増改築工事竣工。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県補助金等	0	0	0
県委託金	0	0	0
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	0	0	0
県貸付金年度末残高	1, 210, 758, 000	1, 100, 772, 000	990, 786, 000
県の債務保証及び損失補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1 現在）

ア 役員

常勤取締役 5 名（内、県派遣 1 名（参事監））

非常勤取締役 7 名

常勤監査役 1 名

非常勤監査役 3 名

イ 職員

職員総数 69 名

（内訳：管理職 4 名、一般職 65 名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	12,691	6,692	4,098	△2,593
固定資産	50,227	50,050	49,212	△838
資産計	62,919	56,743	53,311	△3,432
流動負債	6,482	5,141	5,217	76
固定負債	30,571	27,472	25,480	△1,991
負債計	37,053	32,613	30,698	△1,914
資本金	3,566	3,566	3,566	—
利益剰余金	22,276	20,543	19,039	△1,503
利益準備金	19	28	28	—
別途積立金	19,570	22,150	20,500	△1,650
繰越利益剰余金	2,687	△1,635	△1,488	146
その他有証評価差額金	21	19	5	△13
純資産計	25,865	24,129	22,612	△1,517
負債・純資産計	62,919	56,743	53,311	△3,432

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 3,331 百万円である（前期比 1,086 百万円減少）。

固定資産：有形固定資産 47,400 百万円のうち、建物 41,925 百万円である。（国内線特定天井改修工事、電気設備等浸水対策工事等に係る部分払い 415 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却△2,755 百万円等により、前期比 838 百万円減少）。

流動負債：1 年内返済予定長期借入金 2,420 百万円（約定返済により前期比 877 百万円減少）、未払金 1,971 百万円（前期比 829 百万円増加）である。

固定負債：長期借入金 23,717 百万円である（約定返済により、前期比 1,885 百万円減少）。

純資産：別途積立金 1,650 百万円の取崩しによる欠損填補、当期純損失 1,318 百万円計上により利益剰余金 1,503 百万円減少した。

那覇空港ビルディング株式会社（以下「那覇空港ビルディング」という。）は、資本金の額が5億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第2条第6号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法328条、会社法第436条第2項第1号）。会計監査人監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

## イ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
売上高	12,304	5,536	6,109	573
売上原価	7,488	7,210	7,438	227
売上総利益	4,815	△1,674	△1,328	345
販管費	738	545	522	△23
営業利益	4,076	△2,219	△1,850	369
営業外収益	86	294	98	△195
営業外費用	187	185	159	△25
経常収益	3,975	△2,110	△1,911	199
特別利益	82	61	118	57
特別損失	212	273	84	△189
税引前当期純利益	3,846	△2,322	△1,876	446
法人税等	1,164	△685	△558	127
当期純利益	2,681	△1,637	△1,318	319

売上高は建物貸付料収入3,147百万円、施設使用料収入1,620百万円、駐車場収入828百万円、その他収入512百万円である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に売上高は過去最高となったものの令和1年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減した。下期以降観光客数も回復傾向にあり、売上高は前年比573百万円増加した。

売上原価については、特筆すべき事項はない。

営業外収益98百万円のうち、7百万円は受取手数料である（前期比0.3百万円減少）。受取手数料は主に沖縄県から受託していた「那覇空港国内線サーモグラフィ

一設置監視業務」にかかる手数料収入である。前期に比し手数料が減少したのは、航空局から受託していた「CIQ 施設増改築工事」の事務手数料収入がなくなったためである。

営業外費用 159 百万円のうち、157 百万円は借入金の支払利息である。

特別利益 118 百万円のうち 116 百万円は固定資産受贈益である（テナント退去に伴う資産の無償譲渡による資産受入）。

特別損失 84 百万円のうち、82 百万円は固定資産除却損である（うち 55 百万円は新国際線ビルダブルデッキ延伸に伴う歩道庇撤去によるもの）。

## (2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、那覇空港ビルディングは、会計監査人により無限定適正意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

### ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（1,226 百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。A. 電気設備等浸水対策工事 572 百万円、B. 国内線特定天井改修工事 437 百万円、C. 駐車場建設工事 194 百万円等に係る工事代金の部分払いである。

A 令和 4 年 5 月、B 令和 4 年 6 月、令和 4 年 9 月（全ての完成は令和 6 年 12 月予定）に完成・引渡しを受けており、資産性に問題ないと判断した。

C は駐車場工事に係る設計料である。コロナ禍における駐車場利用者台数の減少と事業資金の減少により工事を保留しているが、再開時期についても国と協議中であり資産性に問題ないと判断した。

### イ 固定資産減損

「固定資産の減損に係る会計基準 二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」によると、減損の兆候がある場合として、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」と定められている。

この点に関し、令和 2 年度、令和 3 年度は 2 期連続して営業利益がマイナスとなっており、減損の兆候がある場合に該当する。

同会計基準「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」によると、「減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する」と定められている。

資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料を閲覧したが、計算方法に特段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、「令和4年3月に会計監査人と確認し、減損損失認識の必要性はないと判断いたしました」と記載されており、特段指摘すべき事項はない。

#### ウ 繰延税金資産の回収可能性

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）によると、「過去3年又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている」企業は、分類4となり、繰延在勤資産は翌期に解消する一時差異についてのみ計上できると規定されている。但し、「重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積もる場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類2）に該当するものとして取り扱い、第20項及び第21項の定めに従って繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする」と規定されている。

那覇空港ビルディングは、令和3年度末に1,488百万円の税務上の欠損金があるため、原則は（分類4）の企業に分類されるが、上記但し書きの規定により、（分類2）の企業として取り扱っている。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、「貸借対照表に計上されている繰延税金資産の回収可能性について、特に指摘すべき事項はないものと判断しました」と記載されており、特段指摘すべき事項はない。



## エ 未払金

上記の通り、未払金残高は前期比 829 百万円増加している。増加した主なものは、那覇市への不動産取得税、固定資産税の未払 704 百万円である。これは、固定資産税並びに不動産取得税の会計処理方法について、従来、賦課決定があった日に費用処理する方法によっていたが、当事業年度より、賦課期日をもって費用処理する方法に変更したためである。なお、当該変更に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、正当な理由に基づく会計方針の変更である旨記載されており、特段指摘すべき事項はない。

### 3 監査の結果

#### (1) 短中長期計画について

##### ア 「公社等の指導監督要領」の規定

「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額

イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

##### イ 那覇空港ビルディングによる計画策定

那覇空港ビルディングは、第 29 期経営計画、中期経営計画（2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度）を策定し、これを公表している。

第 29 期経営計画及び中期経営計画（2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度）は、令和 2 年 3 月 19 日に行われた第 167 回取締役会において、同計画を承認されたが、令和 2 年 9 月 28 日に行われた第 171 回取締役会において修正された。

第 171 回取締役会議事録によると、修正理由として、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて収益が悪化したことがあげられている。

#### ウ 計画の策定基準

那覇空港ビルディングが短中期経営計画を策定しこれを公表していることは、「公社等の指導監督要領」に沿った適切な対応といえる。

ただ、今後も、既に定めた経営計画を修正する事態が発生することは十分に予想される。

この点、「公社等の指導監督要領」、「10 公社等への支援内容等の公表」における「公社等の短中長期計画」の公表は、「行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深める」ことを目的として公表される。

当初策定された経営計画の策定過程について事後検証がなされないならば、無限定に経営計画を修正することが許容されることとなり、中期経営計画の公表を求めた趣旨を没却しかねない。言い換えれば、策定方法の事後検証が可能となれば、ずさんな計画策定を防止して、県民の理解を深めるための適切な経営計画の公表が可能となる。

計画計画の策定に関し事後検証を可能にするために、経営計画の策定基準及び修正する場合の修正基準を定めることが望ましい。

那覇空港ビルディングに対し経営計画の策定基準を定めているかヒアリングを行ったところ、具体的な策定基準は定めていないとの回答であった。

そこで、経営計画の策定に関し、事後検証を可能にするために、経営計画の策定基準及び修正する場合の修正基準を定めることが望ましいことから、県としても、那覇空港ビルディングに対し策定基準及び修正基準を定めるよう求めるとともに、同基準を共有することが望ましい。

#### 【意見】

県としても、那覇空港ビルディングに対し、経営計画を策定するにあたり、従来の事業実績、将来の事業の見通し等策定基準を定めるとともに、計画を修正するにあたり、事業の状況に著しい変化が生じた場合等の修正基準を定めるよう求め、同基準を共有されたい。

#### エ 長期経営計画について

那覇空港ビルディングは、長期経営計画を定めておらず、公表もされていない。

これは、「公社等の指導監督要領」、「10 公社等への支援内容等の公表」、「カ」に

違反するため、沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。

(2) 備品の管理について

ア 固定資産管理規程による定め

那覇空港ビルディングでは、固定資産の管理について、「固定資産の管理については、別に定める『固定資産管理規程』による。」（経理規程第5章第27条）とし、「この規程の対象となる固定資産とは、耐用年数が1年以上でかつ金額10万円以上のもので次のものをいう。(1)有形固定資産 土地、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品、建物仮勘定 (2)無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、電気ガス水道施設利用権、ソフトウェア」（固定資産管理規程第1章第2条）と定めるものの、10万円未満の備品の管理について、特段の定めを置いていない。

イ ヒアリング結果

備品の管理についてヒアリングを行ったところ、10万円以上の備品の管理については、固定資産管理台帳を作成しており、「毎期末及びその他必要と認めるとき、固定資産台帳の記録と現物資産を照合しなければならない。」（固定資産管理規程第4章第15条）との規程にそって、固定資産台帳の記録と現物照合を行っているとのことであった。

10万円未満の備品の管理については、特に「一覧表」等の書類によって、管理していないとのことであった。

ウ 資産無償譲渡契約について

(ア) 那覇空港ビルディングは、令和3年11月19日、店舗の賃借人との間で、原状回復に際し、店舗の備品等について、賃借人を譲渡人、那覇空港ビルディングを譲受人として、資産無償譲渡契約を締結した。

(イ) 那覇空港ビルディングが譲り受けた資産の内訳は、資産譲渡契約添付の「別紙資

産」に表示されているのみである。

この点、那覇空港ビルディングが譲り受けた資産は、現在、他の店舗において使用されているところ、当該店舗では、シール等を添付する等して、那覇空港ビルディングの資産と当該店舗の資産との区別を行っていなかった。また、当該店舗の賃借人が使用している那覇空港ビルディング所有の資産の状況を把握するための資料はなんら作成されていない。そのため、那覇空港ビルディングの資産と当該店舗の資産の区別は判然としない。

賃貸借契約終了後、賃借人は原状回復義務を負うところ、原状回復にあたり、那覇空港ビルディングと当該店舗の賃借人の資産の区別が判然としない状態では、資産の所有を巡って争いとなる恐れがある。

そこで、10万円未満の譲受資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

**【意見】**

10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

(3) 内部統制システムについて

ア 那覇空港ビルディングにおける内部統制システムについて

那覇空港ビルディングは、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス・リスク管理要綱」、「内部監査規程」、「内部通報制度規程」、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を定めている。

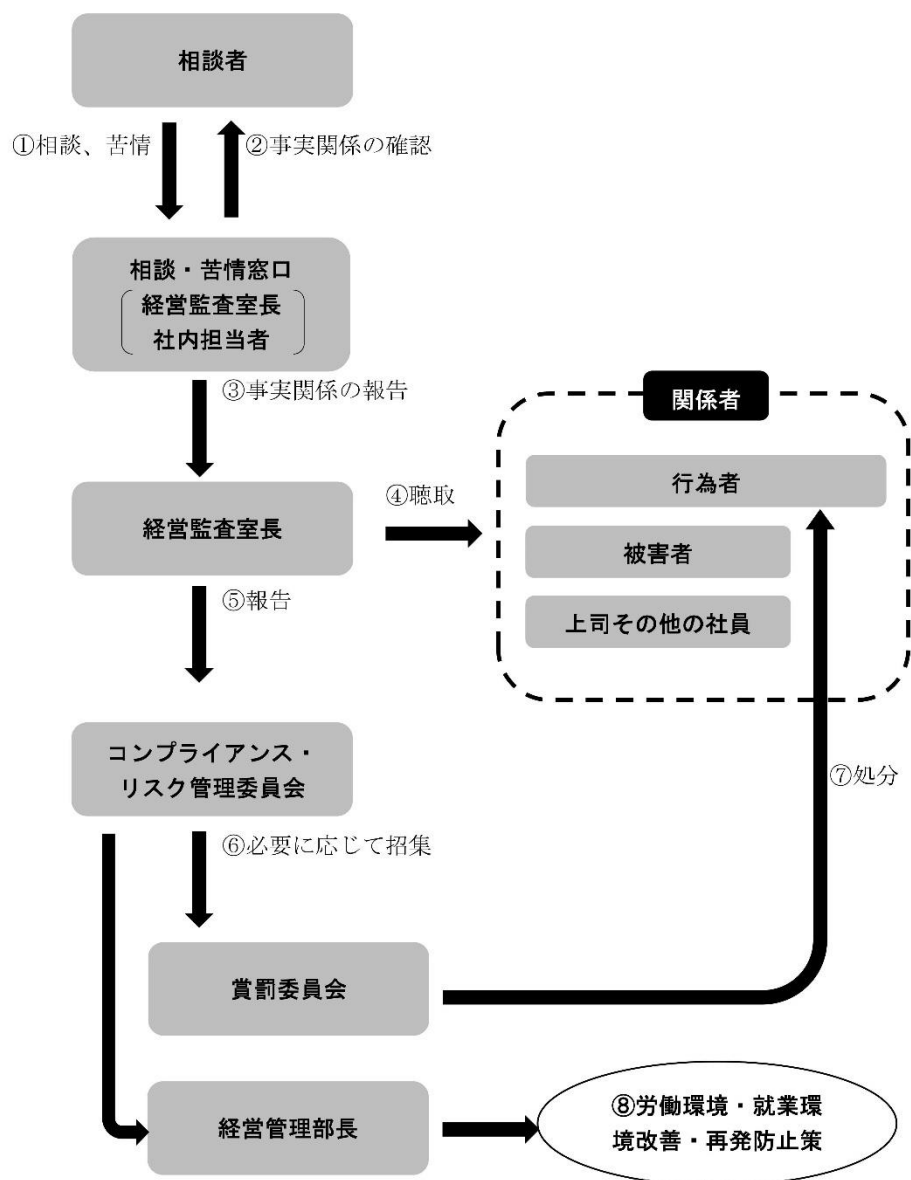
イ ハラスメントについて

(ア) 那覇空港ビルディングは、「ハラスメントは許しません！！」と題する書面を作成し社員に配布している。

同書面には、ハラスメントの具体例、相談窓口等が記載されている。

同社に対し、これまでの相談件数、相談受領後の手続きについてヒアリングを行ったところ、相談件数は1件であり、相談後の手続きは、以下のハラスメントに関する相談苦情の流れに沿って行われたとのことであった。

## ハラスメントに関する相談苦情の流れ



- (イ) 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第5条1項は以下のとおり定める。

**【(相談及び苦情への対応) 第5条1項】**

経営監査室長は、相談窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

この点、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行ったか否かヒアリングを行ったところ、対応マニュアルは作成されていなかったが、研修については、社外研修として、令和5年2月1日に行われた「一令和4年度労働法口座第2講－ハラスメントにおける企業の実務対応～発覚から紛争解決までの対応について～」に相談担当者が出席したとのことであった。

したがって、規程にそって対応マニュアルを作成することを検討すべきである。

**【指摘】**

那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメント相談のための対応マニュアルを作成すべきである。

- (ウ) 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条は、以下のとおり定める。

**【(再発防止の義務) 第6条】**

経営管理部長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止措置を講じなければならない。

この点、上記(2)のとおり、これまでのハラスメントに関する相談件数をヒアリングしたところ、相談件数は1件であった。

また、相談後の再発防止に関する対応を実施についてヒアリングしたところ、再発防止に関する対応を実施した記録はないとのことであった。

よって、職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

**【指摘】**

職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

(エ) 前述のとおり、ヒアリングの結果、これまでになされたハラスメントの相談件数は1件であった。

この点、ハラスメント相談窓口についての周知方法を確認したところ、前述の「ハラスメントは許しません！！」と題する書面を作成し社員に配布し、新入社員に対し内部統制システムに関する研修を行っているとのことであった。

しかし、「ハラスメントは許しません！！」と題する書面の作成年月日は令和3年4月16日となっており、同日以降については、同書面の配布はなされていない。

また、新入社員に行っている研修資料として、「令和4年度新入社員研修 内部統制システムについて」と題する資料の提供を受けたが、同資料は、専ら会社法における内部統制システムを説明しており、ハラスメントの相談窓口を含むハラスメントに関する記載はなかった。

以上からすると、相談件数が1件に留まっているのは、ハラスメントの相談窓口の周知徹底がなされておらず、社員が相談窓口を認識していないことに起因している可能性がある。

そこで、那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。

**【意見】**

那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。

**(4) 契約関係**

那覇空港ビルディングは、令和3年9月30日に株式会社ジェイシーシー（以下「ジェイシーシー」という。）との間で、ジェイシーシーの経営していた「あだん」の店舗内設備について、那覇空港ビルディングを譲受人、ジェイシーシーを譲渡人として、無償譲渡契約を締結したが、同契約締結時には契約書を作成しておらず、同年11月19日付けで契約書を作成している。

契約締結時までに契約書が作成されない場合、契約内容を巡って紛争となることも



ままある。

したがって、契約締結にあたっては、契約締結時までに契約書を作成すべきである。

また、那覇空港ビルディングは、貸室業を営んでいるところ（同社定款第 2 条(3)）、今後、借主との間でも、原状回復に代わって店舗内資産の無償譲渡を受けることもあり得る。

そこで、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。

**【意見】**

那覇空港ビルディングは、ジェイシーシーとの契約締結にあたり、契約締結時までに契約書を作成できなかった理由を精査するとともに、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。

## 第6章 石垣空港ターミナル株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成 21 年 2 月 13 日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

国内線旅客ターミナルビル及び国際線旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビルの管理及び運営

##### イ 事業内容

- ① 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ② 航空思想の普及及び観光振興に関する事業
- ③ 貸室業
- ④ 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類及び薬品の販売
- ⑤ 日用雑貨品、飲食物等の販売
- ⑥ 駐車場の経営
- ⑦ 広告宣伝業
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 建物の管理、警備並びに電気、水道設備等の運転、保守管理業
- ⑩ その他前各号に附帯する一切の事業

##### ウ 施設の概要

#### (ア) 建物名称

新石垣空港（愛称：南ぬ島石垣空港）

#### (イ) 施設の規模

国内線旅客ターミナルビル	延べ床面積	12,164.75 m <sup>2</sup>
国際線旅客ターミナルビル	延べ床面積	4,597.47 m <sup>2</sup>
貨物ターミナルビル航空会社棟	延べ床面積	1,7509.57 m <sup>2</sup>
貨物ターミナルビル代理店棟	延べ床面積	629.08 m <sup>2</sup>

#### (3) 所管課

土木建築部空港課

(4) 所在地

沖縄県石垣市字白保 1960 番地 104

(5) 基本財産と県の出資（令和 3 年度決算値）

ア 資本金

1,680,000,000 円（内、県出資金 420,000,000 円）

イ 株式総数

33,600 株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄振興開発金融公庫	10,600	31.55%
2	沖縄県	8,400	25.00%
3	石垣市	5,200	15.48%
4	ANAホールディングス（株）	1,400	4.17%
5	日本トランスオーシャン航空（株）	1,400	4.17%
6	那覇空港ビルディング（株）	800	2.38%
7	沖縄セルラー電話（株）	700	2.08%
8	沖縄電力（株）	700	2.08%
9	（株）琉球銀行	700	2.08%
10	（株）沖縄銀行	700	2.08%
11	（株）沖縄海邦銀行	700	2.08%
12	オリオンビール（株）	700	2.08%
13	竹富町	600	1.79%
14	大同火災海上保険（株）	400	1.19%
15	石垣市商工会	200	0.60%
16	（一社）石垣市観光交流協会	200	0.60%
17	与那国町	200	0.60%

(6) 設立経緯

公共性及び公益性の見地から、行政部門、地域並びに県内の主要な企業及び航空会社等が共同して空港ターミナルビルの管理及び運営を行えるよう設立された。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	12,412,000	371,651,000	2,565,234,000
県委託金	0	0	0
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	12,412,000	371,651,000	2,565,234,000
県貸付金年度末残高	585,790,000	502,106,000	418,422,000
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1 現在）

ア 役員

常勤取締役 1名（内、県OB1名）

非常勤取締役 8名（内、県職員1名（土木建築部長））

常勤監査役 1名

イ 職員

職員総数 7名

（内訳：管理職3名、一般職4名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	1,362	1,160	2,624	1,464
固定資産	3,772	4,067	7,181	3,113
資産計	5,135	5,227	9,806	4,578
流動負債	450	856	5,644	4,788
固定負債	2,370	2,012	1,743	△269
負債計	2,821	2,869	7,388	4,519
資本金	1,680	1,680	1,680	—
利益剰余金	633	678	737	59
純資産計	2,313	2,358	2,417	59
負債・純資産計	5,135	5,227	9,806	4,578

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 2,557 百万円である（借入金 1,800 百万円により前期比 1,455 百万円増加）。

固定資産：有形固定資産 7,163 百万円である。新石垣空港国際線旅客施設増改築整備費用に係る手付金支出 3,300 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却 220 百万円等により、前期比 3,113 百万円増加している。

流動負債：短期借入金 1,800 百万円（前期比 1,800 百万円増加。新石垣空港国際線旅客施設増改築整備費用のための借入）、圧縮未決算特別勘定 3,436 百万円（前期比 2,929 百万円増加）である。

固定負債：長期借入金 1,671 百万円である（約定弁済により、前期比 274 百万円減少している）。

純資産：剰余金処分により繰越利益剰余金から積立金に 40 百万円（施設機能維持積立金の積立て 20 百万円、建設積立金の積立て 20 百万円）、当期純利益 59 百万円計上により利益剰余金が 59 百万円増加した。

石垣空港ターミナル株式会社は、資本金の額が5億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第2条第6号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法328条、会社法第436条第2項第1号）。会計監査人監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

## イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
売上高	864	734	788	53
売上原価	569	541	569	27
売上総利益	295	192	218	26
販管費	103	99	102	2
営業利益	192	93	116	23
営業外収益	3	3	3	0
営業外費用	38	33	34	△0
経常収益	156	63	85	22
特別利益	37	33	11	△21
特別損失	30	30	11	△18
税引前当期純利益	163	65	85	19
法人税等	49	20	26	5
当期純利益	113	45	59	14

売上高は主にテナント家賃収入である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に売上高は過去最高となったものの令和1年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減した。そのためテナント家賃の減免等を実施したため、売上高は低いまま推移している。下期以降観光客数も回復傾向にあり、売上高は前年比53百万円増加した。

売上原価、販売費および一般管理費については、特筆すべき項目はない。

営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和2年度は圧縮未決算特別勘定取崩27百万円（特別利益）、及び同額の固定資産圧縮損（特別損失）の計上があり、反動減となっている。

(2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、石垣空港ターミナル株式会社は会計監査人により無限定適正意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（3,900百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。いずれも令和4年4月に供用開始された新石垣空港国際線旅客施設増改築整備事業にかかる設計料・工事代金の手付金であり、資産性に問題ないと判断した。

### 3 監査の結果

#### (1) 短中長期計画について

##### ア 「公社等の指導監督要領」の規定

「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額

イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

##### イ 短期経営計画

石垣空港ターミナル株式会社について、過去 3 年分の短期経営計画の策定及び公表の有無を確認したところ、平成 31 年度経営計画、令和 2 年度経営計画、令和 3 年度経営計画が策定され、公表されていた。

##### ウ 中長期経営計画

##### (ア) 中期経営計画について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画の策定についてヒアリングを



行ったところ、中期経営計画は策定していないとの回答であった。

上記「(1)」、「ア」のとおり、「公社等の指導監督要綱」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、沖縄県は、中期経営計画を公表することとなっている。

したがって、沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うよう検討すべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うべきである。

(イ) 長期経営計画について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、長期経営計画の策定、公表についてヒアリングを行ったところ、長期計画は平成 23 年 3 月に策定したとの回答を得た。

石垣空港ターミナル株式会社から開示された長期経営計画の内容は、以下のとおりである。

石垣空港タミナル株式会社  
長期経営計画

平成23年3月

石垣空港タミナル株式会社

■ 経営計画の基本的な方針

基本コンセプトを踏まえ、経営計画の基本的な方針を、次のとおりとする。

「安全・安心・快適なサービスの提供と環境への配慮を確実に実施し、継続するため、健全な事業運営の確保を可能にする経営計画を策定する。」

■ ターミナルビル事業の基本的な考え方

- 1) 事業内容は、空港ターミナルビル会社の本業である不動産事業のみとする。
- 2) 施設計画は次のとおりとする。
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内線旅客ターミナルビル</li> <li>・国際線旅客ターミナルビル</li> <li>・貨物ターミナルビル</li> <li>・借地面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造・地上4階建 平屋建</li> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・平屋建</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 約12,600㎡</li> <li>延床面積 約1,000㎡</li> <li>延床面積 約2,000㎡</li> </ul>
---	---	---
- 3) 建設費等の投資額、開業前経費、開業後における施設・設備の維持管理費、ビル会社の組織または他空港の事例等を参考に試算して見込む。
- 4) 資金調達には資本金と長期借入金で賄うこととし、資本金は現段階の出資要請先との調整状況に基づき16億8,000万円と設定する。
- 5) 経営計画の対象期間は開業後15年間とし、対象期間内における増改築等による新たな投資の発生は見込まない。
- 6) 開業後は、約10年程度での累積経常損益の黒字転換を目指すとともに、長期借入金の返済が滞ることがないようにする。
- 7) 短期借入金が発生しない(資金ショートしない)ようにする。

石垣空港ターミナル株式会社 長期経営計画

費用の考え方

区分	項目	内訳等	算定の考え方等	備考
建物取得額	建設工事費		旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビルあわせて、約54億円	現時点での設定
	設計料		1億9,900万円(うち平成22年度までの実績額は1億8,860万円)	実績額及び現時点における見積額
	監理料		7,000万円	現時点での会社精算に基づく設定
	不動産取得税		建設工事費×80%×4%	
資金需要	資金調達		建設工事費+設計監理料+消費税(還付分除く)+創業費等+利息+運転資金	
	資本金		16億8,000万円	現時点での調整に基づく設定
開業前経費	補助金		国際線施設整備費相当分3億4,640万円	現時点での調整に基づく設定
	長期借入金		所要資金から資本金を減じた額	
	借入金の内訳		無利子資金 18%、有利子資金 82%	
	返済条件		完済予定年度 開業17年目、公庫利息 1.85%/年、銀行利息 3.0%/年	
	創立費(会社設立まで)		定款等印刷費、株式募集費、創立事務所費、総会費、設立登記料ほか	実績
	創業費(会社開業まで)		事務所賃借料、人件費、通信交通費、水道光熱水費、広告宣伝費ほか	現時点での実績に基づく試算
	運転資金		開業前年次における人件費の3ヶ月分相当以上	現時点での設定
	一般管理費		社長、専務取締役、監査役、一般職員(臨時職員含む) 12人	現時点での設定
	平均単価		約5,500千円/年・人(開業時以降、定期昇給として10%/年の増加を見込む)	現時点での設定
	福利厚生費係数		人件費×15%	現時点での設定
維持費	事務経費		延床面積×6,000円/m <sup>2</sup> ・年	既存空港の事例より単価を設定
	修繕費		建設工事費×0.8%	一般的な想定(損害による割増を考慮)
	清掃費・設備管理費		延床面積×5,500円/m <sup>2</sup> ・年	既存空港の事例より単価を設定
	警備費		延床面積×1,500円/m <sup>2</sup> ・年	既存空港の事例より単価を設定
水道光熱費		予測契約電力1,300kw/月、水道使用予測量130m <sup>3</sup> /日(水道使用量は旅客需要の伸びに応じて増加を見込む)	現時点での会社精算に基づく設定	
租税公課	固定資産税		(建設工事費+設計監理料)×80%×1.4%	
	建物・附属設備		建設工事費×0.1759%	ヒアリングによる代表的な想定
	特殊設備		建設工事費×0.2040%	ヒアリングによる代表的な想定
借地利	借地利		用地面積×200円/m <sup>2</sup> ・年	沖縄県へのヒアリングに基づく設定
	配当率		資本金×3%	
配当源泉	配当準備額		配当額×10%	

収入の考え方

区分	項目	内訳等	算定の考え方等	備考
家賃		減価償却費、租税公課、保険料、借地料、長期支払利息、開業前経費、配当源泉税の合計金額を基に算定		
		公共スペースについては、「ビル会社 航空会社 一般テナント=1 1 1」にて按分		現時点での設定
		一般テナントのうち、物販・飲食テナントの家賃は最低保証付きの売上歩合制とする。 (到着旅客1人当たりの売上単価) 物販・460円/人、飲食 180円/人		県内他空港の事例より単価等を設定
		一般テナントの稼働率として90%を想定する		現時点での設定
管理費		長期支払利息、配当源泉は、建物及び附属設備部分と特殊設備部分の総工事費の割合によって按分		一般的な考え方
		人件費、一般管理費、維持費等を基に算定		
使用料		特殊設備 特殊設備使用料は、家賃及び管理費の積算方法と同一考え方に基いて算定		
		有料待合室 その他、有料待合室の使用料を見込む		旅客需要の伸びに連動すると想定
直接費(水道光熱費)		国際線施設 国際線1便あたりの施設使用料 10,000円 × 年間100便		現時点での設定
		広告料 年間の水道光熱費に航空会社及びテナントの負担割合を乗じた額を徴収		
その他		広告料 広告料単価(500千円/面・年) × 50面 - 売上手数料(25%)		現時点での設定
		その他 その他の雑収入として、1,000円/㎡・年を見込む		他空港の事例より単価等を設定
	国際線定期化促進補助金	年間700万円		現時点での設定

主な算定表

表-1 資金需要一覧 (千円)

区分	金額
建設工事費	5,119,000
本体及び付帯工事費(外構含む)	218,000
特殊設備	5,337,000
計	195,000
設計監理料	70,000
監理料	265,000
計	136,000
消費税	(建設工事費+設計管理費) × 5%
不動産取得税	建設工事費 × 80% × 4%
投資額	171,000
開業前経費(建設期間中の利息を含む)	5,909,000
運転資金	538,000
合計	79,000
	6,526,000

表-2 資金調達計画 (千円)

区分	金額
資本金	1,680,000
国際線施設整備補助金	345,000
長期借入金	4,500,000
合計	6,525,000

※平成24年度までに還付される消費税を除く

【損益収支表】

(千円)

項目名 (開業後)	年次 (年目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
営業収入計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
家賃収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管理費収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
償還費収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
広告料収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
直接費収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業費用合計		0	44,943	52,435	74,805	701,100	702,111	703,128	704,154	705,186	706,151	707,560	708,616	682,845	675,332	676,420	677,517	
一般管理費		0	42,440	51,145	72,116	159,650	160,398	161,152	161,915	162,685	163,463	164,249	165,042	165,844	166,653	167,471	168,295	169,130
維持費		0	0	0	0	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738
償還費		0	2,504	1,290	684	290	246,738	246,738	246,738	246,738	242,022	242,022	242,022	218,915	218,915	218,915	218,915	218,915
保険料		0	0	0	0	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449
租税公課		0	0	0	0	0	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746	62,746
借地料		0	0	0	0	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693
水道光熱費		0	0	0	0	84,088	84,349	84,612	84,875	85,137	85,400	85,663	85,926	86,189	86,451	86,714	86,977	87,240
営業利益		0	-44,943	-52,435	-74,805	-701,100	-702,111	-703,128	-704,154	-705,186	-706,151	-707,560	-708,616	-682,845	-675,332	-676,420	-677,517	-678,622
営業外収益		0	143	76	182	16	7016	7075	7067	7061	7056	7054	7054	7055	7051	7049	7046	7045
受取利息等		0	143	76	182	16	7016	7075	7067	7061	7056	7054	7054	7055	7051	7049	7046	7045
固定資産売却益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用		19	115	115	47,665	67,710	112,786	108,204	101,741	95,277	88,813	50,834	46,275	41,717	37,158	32,599	28,041	23,482
支払利息		0	0	0	47,550	67,500	80,316	75,736	69,272	62,808	56,345	50,834	46,275	41,717	37,158	32,599	28,041	23,482
長期借入金支払利息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期借入金支払利息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰延資産償却		19	115	115	0	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469
経常利益		-19	-44,943	-52,435	-74,805	-701,100	-702,111	-703,128	-704,154	-705,186	-706,151	-707,560	-708,616	-682,845	-675,332	-676,420	-677,517	-678,622
法人税等充当額		50	1,289	3,220	4,310	4,310	4,329	4,942	4,955	4,967	4,980	5,171	5,183	5,183	5,153	5,153	5,153	5,153
税引後利益		-69	-46,203	-55,655	-79,115	-705,410	-706,431	-708,062	-709,109	-710,119	-711,113	-712,113	-713,113	-714,113	-715,113	-716,113	-717,113	-718,113
累積経常利益		-19	-44,943	-97,407	-149,510	-322,009	-587,939	-907,459	-1,214,644	-1,518,829	-1,825,014	-2,131,200	-2,437,385	-2,743,570	-3,049,755	-3,355,940	-3,662,125	-3,968,310

4



沖縄県のホームページを確認したところ、上記長期経営計画は公表されていない。

上記「(1)」「ア」のとおり、「公社等の指導監督要綱」「10」「カ」において、沖縄県は、長期経営計画を公表することとなっている。

したがって、沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。

また、上記長期経営計画は平成 23 年に策定されているところ、策定後、長期経営計画の達成状況が検証された様子は伺われない。

この点、近年新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度の売上高は同年同期比 15%減の 734, 831 千円、売上原価は 541, 878 千円（同 4. 8%減）、販売費及び一般管理費は 99, 369 千円（同 3. 8%減）、経常利益は 63, 211 千円（同 59. 6%減）となり、法人税等の税引き後当期純利益は 45, 206 千円（同 60. 1%減）となっている。

このように、売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映させることが望ましい。

**【意見】**

売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映されたい。

(2) 備品の管理について

ア 固定資産管理規程による定め

石垣空港ターミナル株式会社では、固定資産の管理について、「固定資産の管理については、別に定める「固定資産管理規程」による。」（経理規程第 5 章第 27 条）とし、「この規程の対象となる固定資産とは、耐用年数が 1 年以上でかつ金額 10 万円以上のもので次のものをいう。(1) 有形固定資産 土地、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品、建物仮勘定 (2)無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、電気ガス水道施設利用権、ソフトウェア」（固定資産管理規程



第1章第2条)と定めるものの、10万円未満の備品の管理について、特段の定めを置いていない。

#### イ ヒアリング結果

備品の管理についてヒアリングを行ったところ、10万円以上の備品の管理については、固定資産管理台帳を作成しており、「毎期末及びその他必要と認めるとき、固定資産台帳の記録と現物資産を照合しなければならない。」(固定資産管理規程第4章第15条)との規程にそって、固定資産台帳の記録と現物照合を行っているとのことであった。

10万円未満の備品の管理については、特に「一覧表」等の書類によって、管理していないとのことであった。

10万円未満の譲受資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

#### 【意見】

10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

#### (3) ハラスメントについて

##### ア 石垣空港ターミナル株式会社におけるハラスメント規程について

石垣空港ターミナル株式会社は、「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」を定めている。

##### イ 相談窓口について

(ア) セクシュアルハラスメント防止規程は、相談窓口について下記のとおり定める。

(セクハラ)の被害者)

第4条 社員は、セクハラ)の被害を受けたときは、可能な範囲で、以下の対応をすることが推奨される。

(1) セクハラ)をやり過ぎることなく、躊躇なく所属長、統括部長またはセクハラ相談窓口に相談する

- (2) セクハラの実行者に対し、不快感を表明し、中止するよう要請し、それでもセクハラが継続するときはセクハラ相談窓口にて被害の申し出をする
- (3) セクハラの日時、目撃者、内容およびセクハラに対して社員が感じたこと、実行者に対して言ったこと、セクハラに対して行った対応等について記録に残す

(セクハラ相談窓口)

第5条 セクハラ相談窓口がセクハラの実相談または被害の申し出を受けたときは、迅速に対応するものとする。相談者または被害者からの情報については、プライバシーに関わる性質のものであることに留意し、厳にその機密を保持するものとする。相談または被害の申し出の取り扱いは、統括部長とする。

セクハラ相談窓口は、セクハラの実発生や再発を防止するため、社内報、パンフレット、ウェブサイト掲載用の資料等を作成し、社員の啓発に努めるものとする。

- (イ) パワーハラスメント防止規程は、相談窓口について下記のとおり定める。

(相談窓口)

第6条 パワハラに関する相談窓口は、統括部長とする。相談窓口は、パワハラを受けた当事者に限らず、パワハラを見聞きした者も利用できるものとする。

#### ウ ヒアリング結果について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、ヒアリングを実施したところ、①これまでにセクハラ、パワハラの実相談はなかった、②セクハラ、パワハラの実相談窓口は設置されていない、③平成30年4月1日から令和4年6月末日まで統括部長は不在であった、④セクハラ、パワハラについて、社内報、パンフレット、ウェブサイト掲載用の資料を作成していないとのことであった。

この点、上記の「セクシュアルハラスメント防止規程」では、相談窓口を設置することとなっているが、相談窓口は設置されていないため、規程違反が認められる。

また、「パワーハラスメント防止規程」では、統括部長が相談窓口となると定めるが、統括部長は平成30年4月1日から令和4年6月末日まで不在であったことから、パワハラの実相談窓口は同期間設置されていないため、規程違反が認められる。

「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」は、いず

れも平成 30 年 4 月 1 日から適用されているところ、セクハラ相談窓口については、  
規程適用後現在まで相談窓口が設置されておらず、パワハラ相談窓口については、適  
用から 5 年 2 ヶ月の間相談窓口が設置されていなかったことになる。

石垣空港ターミナル株式会社は、相談件数が 0 件であったとするものの、相談件  
数が 0 件であることは、セクハラ、パワハラがなかったことによるものというより  
は、相談窓口が設置されていなかったことに加え、セクハラ、パワハラに関する社内  
周知がなされていなかったことによるものと考えられる。

さらに、「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」  
とでは、規程上相談の取り扱いが異なっているが、取り扱いを異にする理由はない。

**【指摘】**

「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」適用後も規  
程違反が常態的に生じた理由について、早急に総括し、規程違反発生防止に取り組むべ  
きである。

**【指摘】**

セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を早急に設置すべきである。

**【指摘】**

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの周知方法を検討すべきである。

**【指摘】**

「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」とで相談の  
取り扱いについて、共通の規程を設けるべきである。

(4) 取締役会について

ア 石垣空港ターミナル株式会社から、同社作成の取締役会規則、令和元年 6 月 7 日  
に開催された第 72 回取締役会から令和 4 年 3 月 18 日に開催された第 87 回取締役会  
までの各取締役会の議事録の開示を受けた。

同社は取締役会規則を定めているところ、上記各取締役会は同規則に沿って開催、  
議事進行、決議が行われていた。

イ 取締役規則は、下記のとおり定める。

第4条 定例取締役会は3ヶ月に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時取締役会を開催することができる。

ウ 第11期定時株主総会で選任された社外取締役1名は、任期満了までに開かれた合計5回の取締役会のうち1回しか出席しなかった。

この点、社外取締役は、コーポレートガバナンスの強化、客観的な経営助言を行うこと等の役割を期待されて設置される。

しかし、取締役会に1回しか出席しないのでは、かかる役割を全うすることができない。

よって、当該社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。

**【意見】**

社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。

## 第7章 沖縄都市モノレール株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

昭和 57 年 9 月 27 日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

都市モノレールによる定時・定速性の確保により交通事情を改善し、健全な都市機能の維持・発展を図ること。

##### イ 事業内容

- ① 軌道法による一般運輸業
- ② 道路運送法による自動車運送業
- ③ 土地、建物及び施設の売買、賃貸並びに建設業
- ④ 駅施設における食堂、売店及び店舗の経営並びに駐車場の経営
- ⑤ 酒、たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売
- ⑥ 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- ⑦ 広告業
- ⑧ 前各号に附帯する一切の事業

##### ウ 事業の目的（ホームページより）

沖縄県における陸上交通の特徴は、軌道系交通機関がなく、専ら自動車交通のみに依存していることである。

沖縄県の政治・経済の中心である那覇都市圏においては、人口や産業の集中及びモータリゼーションの進展により、交通混雑が著しくなっており、公共交通機関として中心的役割を担うバスは交通混雑のため、定時・定速運行が不可能となっており、住民へのサービスが著しく低下し、これがバス利用者を減少させ、さらに自動車交通を増加させ、交通渋滞を招くという悪循環を引き起こしている。

このような交通事情を改善し、健全な都市機能の維持・発展を図るには自動車交通のみに依存する現在の交通体系では限界があり、道路整備と併せて道路空間を効果的に活用し、定時・定速性の確保ができる都市モノレールの導入が必要である。

(3) 所管課

土木建築部都市計画・モノレール課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 資本金

1億円（減資前107億2000万円のうち、県出資金52億6445万円）

イ 株式総数

263,117株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	105,289	40.02%
2	那覇市	92,966	35.33%
3	沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）	40,000	15.20%
4	浦添市	12,322	4.68%
5	沖縄電力（株）	4,200	1.60%
6	（株）琉球銀行	3,150	1.20%
7	（株）沖縄銀行	3,150	1.20%
8	三井物産（株）	1,020	0.39%
9	琉球セメント（株）	1,020	0.39%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

モノレールを整備運輸する主体として、那覇市を含めた第3セクターで設立された。

イ 沿革

モノレール事業は、平成8年11月、着工され、平成15年8月、那覇空港駅と首里駅（那覇市所在）の間で供用が開始され、令和元年10月、首里駅とてだこ浦西駅（浦添市所在）の間の延長区間での供用が開始された。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	1,120,109,000	664,478,000	719,347,000
県委託金	391,341,240	303,459,100	240,977,000
県貸付金	0	0	5,800,000
県出資金	63,500,000	0	0
合計	1,574,950,240	967,937,100	966,124,000
県貸付金年度末残高	6,722,674,500	6,722,674,500	6,624,474,500
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1現在）

ア 役員

常勤取締役 2名（内、県OB1名）

非常勤取締役 7名

常勤監査役 1名

非常勤監査役 3名

イ 職員

職員総数 239名

（内訳：管理職15名（内、県派遣1名）、一般職224名（内、県派遣2名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	4,492	3,785	3,554	△231
固定資産	17,240	16,735	17,201	466
資産計	21,733	20,521	20,755	234
流動負債	2,048	1,317	3,000	1,683
固定負債	18,332	19,232	18,955	△276
負債計	20,381	20,549	21,956	1,407
資本金	10,720	10,720	100	△10,620
資本剰余金	3,142	3,142		△3,142
利益剰余金	△12,510	△13,890	△1,300	12,589
純資産計	1,351	△28	△1,200	△1,172
負債・純資産計	21,733	20,521	20,755	234

科目別の主な内訳と増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 2,868 百万円である（前期比 176 百万円減少）。

固定資産：有形固定資産 16,900 百万円である（モノレール 3 両化導入加速化事業（以下「3 両化事業」という。）に係る手付金支出 1,617 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却△1,235 百万円等により、前期比 539 百万円増加している）。

流動負債：前受金 1,723 百万円である（3 両化事業にかかる県・市からの補助金受領により、前期比 1,442 百万円増加）。

固定負債：長期借入金 18,674 百万円である（約定弁済により、前期比 288 百万円減少している。なお、新型コロナによる営業収益減少に伴い、借入金については令和 2 年度に 1 年間の元金据置のリスク、令和 3 年度、4 年度は年返済元金総額を 3 億円とすることで借入先と合意書を締結している（令和 3 年 3 月 31 日付け「沖縄都市モノレール株式会社の経営支援に関する協定書に関する変更合意書」より））。

純資産：欠損填補の無償減資 13,762 百万円を実行したことから、資本金 10,620 百万円、資本剰余金 3,142 百万円減少し、利益剰余金 13,762 百万円増加した。



沖縄都市モノレール株式会社（以下「モノレール社」という。）は、負債の額が 200 億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第 2 条第 6 号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法 328 条、会社法第 436 条第 2 項第 1 号）。監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

なお、平成 19 年度から平成 30 年度までの貸借対照表は、次の通りである。

(単位：百万円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
流動資産	367	986	354	403	685	918
固定資産	26,879	25,279	24,399	22,557	21,230	20,007
資産計	27,246	26,266	24,694	22,961	21,915	20,926
流動負債	1,689	1,688	2,224	1,864	915	964
固定負債	27,029	26,921	25,828	25,345	26,135	25,712
負債計	28,718	28,609	28,053	27,210	27,050	26,676
資本金	7,333	7,333	7,333	7,333	7,333	7,333
資本剰余金						
利益剰余金	△8,805	△9,677	△10,692	△11,582	△12,468	△13,083
純資産計	△1,472	△2,343	△3,358	△4,248	△5,135	△5,749
負債・純 資産計	27,246	26,266	24,694	22,961	21,915	20,926

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流動資産	1,235	1,715	2,333	2,927	3,407	4,513
固定資産	18,906	17,893	18,116	18,484	21,211	21,391
資産計	20,142	19,609	20,449	21,412	24,618	25,904
流動負債	949	1,151	2,144	3,019	5,446	6,420
固定負債	25,284	24,858	24,417	23,981	23,498	22,200
負債計	26,233	26,010	26,561	27,000	28,945	28,621
資本金	7,333	7,577	7,732	7,883	8,269	8,793
資本剰余金			154	306	692	1,216
利益剰余金	△13,430	△13,977	△13,998	△13,778	△13,288	△12,726
純資産計	△6,091	△6,400	△6,111	△5,588	△4,326	△2,717
負債・純 資産計	20,142	19,609	20,449	21,412	24,618	25,904

イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減
営業収益	4,261	2,329	2,495	166
営業費	3,595	3,611	3,646	35
営業利益	666	△1,282	△1,150	131
営業外収益	42	36	36	0
営業外費用	137	130	63	△66
経常収益	572	△1,375	△1,177	198
特別利益	6,737	1,079	12	△1,066
特別損失	6,970	1,079	7	△1,071
税引前当期純利益	338	△1,375	△1,172	203
法人税等	122	4	0	△3
当期純利益	216	△1,379	△1,172	206

損益計算書は、「鉄道事業会計規則」（昭和62年運輸省令第7号 改正：平成21年4月国土交通省省令第30号）に基づいて作成している。

営業収益は、主に旅客運輸収入である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に営業収益は過去最高となったものの、令和元年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減し、営業収益は低いまま推移している。下期以降観光客数も回復傾向にあり、営業収益は前年比166百万円増加した。

営業費、営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和2年度に延伸化事業供用開始に伴う補助金の収益化、それに伴う圧縮損計上があり、反動減となっている。

なお、平成 19 年度から平成 30 年度までの損益計算書（抜粋）は次の通りである。

（単位：百万円）

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業収益	2,514	2,536	2,376	2,408	2,545	2,711
営業利益	△616	△546	△713	△594	△602	△383
経常損益	△1,305	△873	△1,015	△886	△882	△636
特別損益	△644	5	3	0.25	0	26
税引前当期純利益	△1,306	△867	△1,011	△886	△882	△610
当期純利益	△1,310	△871	△1,015	△889	△886	△614

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
営業収益	2,917	3,028	3,332	3,586	3,855	4,085
営業利益	142	△126	220	442	657	767
経常損益	348	△319	33	268	502	661
特別損益	4	△223	△50	△12	63	3
税引前当期純利益	343	△543	△17	256	566	665
当期純利益	347	△547	△21	220	490	561

## (2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、モノレール社は会計監査人により無限定適法意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

### ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（2,010 百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。いずれも 3 両化事業にかかる設計料・工事代金の手付金であり、資産性に問題ないと判断した。

### イ 前受金

前受金残高 1,723 百万円のうち、1,703 百万円は 3 両化事業にかかる県・市からの補助金である。当該補助金については、3 両化事業の設備が事業供用開始される事業年度において収益計上し、固定資産を圧縮記帳する予定であり、特段問題ないと判断した。

### ウ 固定資産減損

「固定資産の減損に係る会計基準 二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」によると、減損の兆候がある場合として、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」と定められている。

この点に関し、令和 2 年度、令和 3 年度は 2 期連続して営業利益がマイナスとなっており、減損の兆候がある場合に該当する。

同会計基準「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」によると、「減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する」と定められている。

資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料を閲覧したが、計算方法に特段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査結果報告書」においても、「減

損の兆候に係る検討について」、当期の重点監査項目として実施検討されており、監査結果に問題なかったと記載されている。

### 3 監査の結果

#### (1) はじめに

まず、モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について、基本的な指針等、事実経過等を概観した上で、監査の結果を述べ（後記(2)）、次に、その余の点について、監査の結果を述べることとする（後記(3)）。

#### (2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について

##### ア 基本的な指針等（総論）

##### (ア) 県の財政支援等に関する指針

沖縄県総務部財務課は、平成 13 年 3 月、「公社等社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を策定した。

これは、県が、公社等外郭団体の設立及び管理運営にあたっての留意事項、財政支援の基本的な考え方を示したものであり、国が、第三セクターの設立に当たっての業務の適正かつ健全な設立に当たっての留意事項及び運営の指導監督に当たっての留意事項にかかる「第三セクターに関する指針」（平成 11 年 5 月 20 日付け自治政第 45 号自治大臣官房総務審議官通知）を示したことから、これを受けて策定されたものである。

この指針には、次のような内容が記載されている。

##### ① 管理運営の指導監督に関する留意事項

公社等外郭団体の経営が累積赤字の増加や改善の見込みがなく、債務超過等により経営が深刻化している場合等にあっては、その原因を検証し、法人や事業の存続を含め抜本的な経営の改善策を検討すること。

また、経営の改善により事業を存続させることとする公社等外郭団体に対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導等を行うこと。この場合、当該計画及びその進行管理についても、定期的に点検し改善計画が達成されるよう指導を徹底すること。

##### ② 財政支援等の基本的考え方

経営改善計画等に取り組んでいる公社等外郭団体又は事業の健全化に対する財政支援については、公社等外郭団体自らが行う抜本的な改革への取組状況、目標の達成状況やその成果を検証するとともに、県の財政状況を勘案し行うものとする。

県の行政施策や財政状況、公社等外郭団体の事業に対する県民の理解を深め

するため、公社等外郭団体に対する県の財政支援の状況に係るさらなる情報開示の促進を図るものとする。

### ③ 経費別の財政支援等のあり方

公社等外郭団体が国及び県からの制度的補助金又は奨励的補助金の交付を受けてする事業にあつては、地方分権の進展等社会経済情勢の変化により、将来統廃合等の整理がなされることを前提として、これらの変化に柔軟に対応できるように組織、職員定数、財産の取得等を慎重に行い、長期的経営の安定に努めるように措置するものとする。

貸付等外郭団体の資金調達については、自己責任原則に基づき民間金融機関からの借入を原則とし、やむを得ず県から貸し付ける場合にあつては、経営努力により歳出の縮減等に努めることを前提として必要最小限度の額を貸し付けるものとする。その場合、貸付条件、貸付の時期を明確に実行するものとする。

## (イ) 県の指導監督要領

県は、平成 16 年 11 月 19 日、「公社等の指導監督要項」として、公社等外郭団体に対する県の指導監督及び調整に必要な事項を定めた。これには、①公社等に対する財政支援は、財政支援に関する指針（上記(ア)）で示した事項に留意して行うものとする旨、②公社等への支援内容等について、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるために、所定の公社等の情報を公開する旨の定めがある。

## (ウ) 総務省による経営健全化等に関する指針

総務大臣は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）を発し、各地方公共団体において第三セクター等の効率化、経営健全化に取り組むよう要請した。

これを踏まえて、総務省自治財政局長は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」を策定し、この指針の内容に留意して、適切な対処をするよう求めた。

この指針には、次のような内容が記載されている。

### ① 基本的な考え方



第三セクター等の経営が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

第三セクター等の抜本的改革（第三セクター等が行っている事業そのものの必要性や公共性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことを必要とする状況にありながら、取組みが遅れている地方公共団体にあっては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

## ② 経営状況等の把握、監査、評価

i 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスクについて、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

ii 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。評価に当たっては、外部の専門家の意見等を参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査しつつ、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。

iii 第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合は、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

## ③ 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

## ④ 公的支援（財政支援）の考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該第三セクターの自

助努力により行われるべきである。

ただ、当該セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないにすることが特に重要である。

このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、ゴーイング・コンサーン等を踏まえた検討を行うことが求められる。

#### ⑤ 抜本的改革を含む経営健全化

実質的に債務超過であるもの、地方公共団体が多大な財政的リスクを有するものなど、所定の基準に該当する場合は、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

事業自体の意義（行政目的との一致度）はあるが、採算性（再生の可能性）がない場合は、次の i ないし v の事業手法のどれかを選択する。

なお、地方公共団体は、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限って、補助金を投入することもありうる。

- i 完全民営化又は民間売却にする。
- ii 上下分離（資産は地方公共団体（特別会計）にし、運営は民間（指定管理者、委託その他）にする。）
- iii 債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施する。
- iv 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施する。
- v 地方公共団体の直営にする。

以上の検討を経て、費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているかの最終判断をする。最終判断等の結果、清算を選択することもあり得る。

事業手法として、債務調整を実施（再生）すること又は経営体制の変更や大

幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施する場合（上記 iii 又は iv）は、当該事業を第三セクター等の方式で行う理由、地方公共団体の負担・リスク等の見込み等について、議会・住民や利害関係者の理解を得ることが必要である。

第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達を始めとする資金調達を基本とするべきである。地方公共団体は、特に公共性、公益性が高い事業を除き、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合は、第三セクター等による事業化を断念すべきである。

#### (エ) 総務省による経営健全化方針の策定・公表の推進

総務省自治財政局公営企画課長は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化に関する指針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付総財公第 26 号）を通知し、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体において、抜本的改革を含む経営健全化のための方針（経営健全化方針）を速やかに策定し、公表するよう求めた。

この通知は、地方公共団体が出資（原則として 25%以上）を行っている債務超過法人は、経営健全化方針を策定する必要があるとする。

#### イ モノレール社の経営健全化方針

県は、モノレール社が平成 29 年度決算での債務超過額が約 43 億円であり、総務省から同社の経営健全化方針を策定するよう求められたことから、平成 31 年 3 月、同社の経営健全化方針を策定した。

この経営健全化方針には、次のような内容が記載されている。

##### ① 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

モノレール社は、平成 15 年 8 月の開業後、平成 18 年度から現在まで債務超過になっている。その原因は、鉄軌道事業では莫大な初期投資が行われるため、減価償却費の負担が重いこと等が挙げられる。そのため、減価償却費を除いた収支で考えた場合、単年度損益は開業から一貫して黒字となっている。また、鉄軌道事業は、一般に開業後 30 年～40 年での累積損失解消が目安とされており、モノレール社は順調な乗客の伸びに支えられ、中長期経営計画を上回

るペースで単年度黒字化を実現しており、順調に推移すれば令和 7 年度に債務超過解消、令和 19 年度には累積損失解消を達成する見込みである。

業績は比較的順調なモノレール社であるが、開業にあたり借り入れた 320 億円の償還の負担が重いことから、資金繰りは厳しく、平成 20 年のリーマンショックや平成 21 年の新型インフルエンザの流行の際は乗客が減少し、運転資金不足が危惧される時期もあった。

そのため、平成 23 年度、平成 27 年度には、沖縄県、那覇市、沖縄公庫と金融協定を締結し、借入金の返済額を一部軽減する返済条件の見直しを行うなどの経営支援がされている。

モノレール社は、設立当初から借入金も多く、経営環境は開業後から当面は厳しい状態が続くことが予想されており、設立当初から関係団体による様々な経営支援がなされている。

これまでなされた主な経営支援策を挙げると、

- ・ 県、那覇市、沖縄公庫で累計約 124 億円の無利子貸付を実施
- ・ 31 年度開業予定の延長整備にあたり県、那覇市、浦添市合計で約 29 億円の追加出資 やインフラ外施設整備に係る補助を実施
- ・ 県、那覇市、浦添市は毎年 300 万円を拠出し、これまで利用推進策を毎年実施

等があげられる。

また、平成 23 年度の返済条件の見直しにあっては、4 半期ごとに中長期経営計画の進捗を報告するための会合の実施を義務づけており、細かな経営のチェックも継続している。

## ② 抜本的な改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討

県においては、モノレールは唯一の鉄軌道事業であることや、都市部の交通渋滞が社会問題化していることから、モノレールが提供する定時・定速の公共交通サービスは欠くことの出来ない重要なものとなっている。また、事業の継続に関しては、これまで一時的に資金不足が懸念されることはあったが、順調な乗客の伸びに支えられ、平成 28 年度決算から単年度収支は黒字に転じており、今後も順調に推移していくことが見込まれる。

そのため、今後は順調な経営を継続し、資金力を蓄え一時的な経済不況等にも耐えられる体力をつけることが肝要である。

しかしながら、順調なモノレールの経営においても、今後の課題点が 2 つあ

る。

1点目は、現在の中長期経営計画では、大型の設備更新の時期を最大限に設定しているが、開業後15年が経過し、予想以上に老朽化が目立った箇所が出てきたため、どのように長寿命化を図り、その更新時期をどうするのか。

2点目は、現在モノレールの混雑が問題視されているため、今後の乗客の伸びに対応した輸送力増強のための大型の設備投資が必要となった場合である。

モノレール社が、平成21年度と平成29年度に実施した利用実態調査の結果では、モノレールは日常的な利用者が増加したことから、県民生活に一層定着してきたといえる。県の経済も拡大を続けており、安定的な事業継続が望める環境にある。このためこの2点の懸念材料にどう対応するかを見極め、今後の中長期経営計画を定めることが重要である。

### ③ 抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応

県では、これまでの需要予測を上振れする乗客があるため、需要予測の見直しに着手している。新たな需要予測は、今後も好調に推移するとみられる観光客の伸び等も取り込むため、場合によっては大きく上振れすることも考えられる。

輸送力増強に関しては、県とモノレール社を中心に関係機関を加えた沖縄都市モノレール中長期輸送力検討会議を立ち上げており、新たな需要予測を踏まえた対策や、必要な資金等が示されることとなっている。輸送力増強策が大がかりなものとなる場合は、県、那覇市、浦添市は協調してモノレール社の設備投資の支援が必要となることが予想される。

見直した需要予測や輸送力増強策は新たな中長期経営計画に落とし込むこととなるが、モノレール社では平成31年の延長開業年にその策定作業を行うとしている。県、那覇市、浦添市、沖縄公庫もその作業に関わり、状況に応じて具体的な支援策を提案し、その準備を行っておく必要がある。また、新たな中長期経営計画では、設備更新の時期と内容も見直すことになると思われるが、最も配慮すべきは安全・安心の確保である。その上で施設の長寿命化や設備更新の時期の平準化、規模の適正化を図り、自立経営を前提に中長期経営計画を策定するものとする。

また、債務超過は平成29年度決算で約43億円であり、当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は次年度に設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会でチェックを継続する。

ウ モノレール社の経営健全化に向けた取組状況（令和2年3月まで）

(ア) 経営支援に関する基本合意書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和元年12月24日、モノレール社の安定的な経営を支援するため、基本合意書を締結し、①モノレール社は、3両化事業を着実に実施していくため、令和2年度以降の中長期経営計画を策定し、策定後はこの計画の達成に誠意をもって取り組むこと、②沖縄県、那覇市及び浦添市は、モノレール社の財務の健全化のため、モノレール社の平成30年度決算を踏まえた金融支援を行うことなどが合意された。

(イ) 中長期経営計画の策定

モノレール社は、令和2年3月30日、中長期経営計画（令和2年度から令和6年度まで）を策定した。

その概要は次のとおりである。

令和6年までの間、3両化事業（令和5年頃に実現の予定）に集中投資して、輸送力の増強を図る。

財務基盤の強化として、令和元年度、前年度での債務超過額27億1700万円につき、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）を行い、債務超過を解消した。

今後は、財務基盤の安定に向けて、次のとおり方針を立てる。

① 資金繰りの安定化

DDS（劣後債）の実施により、債務返済を遅延させる。

令和2年3月に沖縄公庫から10億円の出資を受ける。

資金の安定化に向けて、さらなる増資を検討する。

② 健全な財務体質づくり

単年度黒字を継続し、安定した経常利益の確保を図り、経営基盤の確立につなげる。そのため、コスト削減や費用対効果等を意識した設備投資に努める。

③ 累積損失の解消に向けて

資本政策の多様化を長期的な課題として取り組む。

中長期経営計画での数値目標（令和2年度から令和6年度まで）は、次の表のとおりであった。

(単位百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1日あたりの輸送人員	59,000	60,617	62,280	63,994	65,762
売上高	4,676	4,804	4,937	5,089	5,224
営業費用	4,333	4,301	4,299	4,503	4,582
経常利益	250	418	553	503	566
純資産合計	1,542	1,896	2,368	2,796	3,079
営業利益＋減価償却費	1,691	1,804	1,864	1,963	1,909
設備投資額	3,308	10,058	10,453	4,085	4,726
現預金残高	3,687	3,406	3,092	3,648	2,942

(ウ) 経営支援に関する協定書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和2年2月、モノレール社の安定的な経営を支援するため、協定書を締結した。

この中で、①モノレール社は、中長期経営計画に着実に取り組み、県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫は、中長期経営計画に掲げられたモノレール社の経営課題の実行に協力する旨、②モノレール社は、原則として半期毎（必要に応じて四半期毎）に、経営計画の達成状況について、沖縄県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫に報告し、必要に応じて資料提供をする旨、③県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫は、3両化事業の実施に当たり必要となる資金につき、モノレール社が金融支援を必要とする場合、資金を貸し付ける等の支援を行うよう努める旨、④モノレール社が、経営計画の達成に取り組んだにもかかわらず、資金不足に陥った場合、県、那覇市及び浦添市は、モノレール社に対し、協議の上、不足する資金を貸し付ける等の行政支援に努める旨などが合意された。

エ 新型コロナによる営業収入の減少等に対する取組状況（令和2年4月以降）

(ア) ゆいレール支援5者連絡会議（以下「連絡会議」という。）

a 連絡会議の実施状況

モノレール社は、令和2年に入り、新型コロナの影響で乗客数が激減して営業収入が大幅に減少したことから、同年3月に策定した中長期経営計画を遂行することが困難な状況になった。

そこで、県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、中長期経営計画を見直しの必要性やその内容について調整するために、連絡会議を立ち上げ、令和2年6月から令和3年3月までの間、連絡会議を4回開催した。

連絡会議での主な議題は、第1回（令和2年6月30日）及び第2回（同年10月28日）が、3両化事業の進捗状況及び事業の資金調達について、第3回（令和3年1月18日）が、中長期経営計画・収支見直し、経営支援に関する協定書の変更について、3両化事業に伴う転貸債（沖縄県、那覇市、浦添市）貸付進捗状況について、第4回（令和3年3月4日）が、中長期経営計画・収支見直し、経営支援に関する協定書の変更合意（案）についてであった。

b 県の連絡会議における対応

沖縄県都市計画モノレール課は、本監査において、県は、連絡会議において、次の観点から、中長期経営計画の見直しの必要性を検討し、変更内容への意見を述べた旨回答した。

- ① 国が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、公共交通は、緊急事態宣言下においても、国民生活・国民経済の安定確保に必要な業務を行う事業者として事業の継続が求められている。また、国土交通省鉄道局から、運行にあたっては、やむを得ず外出する方の移動ニーズに応えること、社会的影響等を考慮した上で減便・運休については、慎重な判断が必要との方針が示されており、地方公共団体には必要な支援を行うこととされている。
- ② 新型コロナ発生以前は、モノレール社は毎年最高乗客者数を達成し順調に利用客数を伸ばし、4期連続単年度黒字を計上していた。延長開業や、好調な沖縄観光の恩恵により、今後も堅調に利用客の増加が見込める状況



であった。さらに、令和元年度はD E S の実施により、債務超過も解消され、経営安定化についてより一層取り組んでいくところであった。

- ③ 新型コロナによる減収は不可抗力であり、モノレール社に起因するものではない。また、県民生活における重要なインフラであり、また未知の感染症で収束の目途が立たないため、当面の経営安定化を図るため、金融支援を実施する必要がある。
- ④ 事業費を除く支出の中で、借入金返済が大きな割合を占めており、貸付金の返済計画等の見直し（リスケジュール）を実施した場合、元金等の返済猶予と手持ち資金を合わせて資金繰りに多少余裕ができ、当面の減収分について補填が行える。
- ⑤ モノレール社の経営安定化や3両化事業を計画どおりに進める必要がある。

#### (イ) 中長期経営計画の見直し（令和3年3月）

モノレール社は、令和3年3月、中長期経営計画（令和3年3月策定版）を策定し、中長期経営計画の見直しを行った。

この中には、次のような内容が記載されている。

##### ① 計画見直しの目的

新型コロナ回復後の輸送力の課題を着実に解決するため、3両化事業に堅実に取り組むとともに、公共交通機関として持続していくために財政基盤を安定化させることとする（見直し後の計画期間：令和3年度から令和7年度まで）

##### ② 計画見直しの主な内容

新型コロナの影響に対する乗客数及び営業収入は、令和8年度に従前の中長期経営計画の需要予測水準に回復すると見込まれる。

令和5年度に運賃改定（3%）を見込んでいる（客単価 207円→213円）

営業費用（人件費、動力日及び経費）、諸税及び減価償却費の見直し並びに長期設備投資の変更をする。

##### ③ 資金繰りについて

モノレール社の令和2年度現預金期末残高見込みは、約30億3200万円となり、従前の計画より約6億5500万円減少する見込みである。新型コロナの

影響により、令和 2 年度、県、那覇市及び沖縄公庫により返済条件のリスケジュールがされ、また、経費削減により資金減少を最小限に食い止めた。

しかし、新型コロナの影響は数年続き営業収入が減少した中では、資金を安定的に確保することが困難である可能性が高いことが収支見直しから明らかになった。

令和 3 年度以降も、3 両化事業を堅実に進めるために、安定的な資金の確保が必要となることから、関係機関に協力を求め、リスケジュール等による金融支援を実行する必要がある。

#### ④ 金融支援について

金融支援として、令和 2 年度に引き続き令和 3 年度から令和 4 年度までの間、返済額の一部のリスケジュールを要請することにする。

#### ⑤ 見直しによる収支計画の結果

新型コロナの影響から乗客数が回復し、単年度損益好転年次は令和 6 年度の見込みである。令和 5 年実施予定の運賃改定が順調に認可承認を得られることが必要であり、承認が得られない場合は、次期中長期経営見直し時に財務状況に応じた対応の検討が必要となる。

累積損失解消年次は、従前の経営計画では令和 22 年度であったが、見直しにより令和 28 年度になる見通しである。

#### (ウ) 「経営支援に関する協定書」に関する変更合意書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和 3 年 3 月、経営支援に関する協定書（上記ウ(ウ)）について、中長期経営計画の見直しの内容に沿って、条項の一部を変更した。

#### (エ) 県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」

県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」には、令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度における地方公共団体による財政的なリスクへの対応として、次の内容が記載されている。

（令和元年度ないし令和 3 年度）

経営健全化検討委員会を 2 回開催し、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取組の支援に努めている。

(令和2年度)

公共交通機関を担う同社の経営安定化及びモノレール3両化を推進するため、市の無利子貸付金の約13.6億円を株式化(D E S)した。

駅に直結した「でだこ浦西パーク&ライド駐車場」を開設、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用しやすい環境を整備した。

(令和3年度)

公共交通機関を担うモノレール社の経営安定化を図るため、関係機関と調整のうえ、令和2年度元金返済を1年間猶予し、最終償還期限を1年延長した。

(オ) モノレール社の平成3年度の事業報告

モノレール社の平成3年度の事業報告には、「経営安定化(企業価値向上の取り組み)」として、次の内容が記載されている。

前期に実施した減資(資本金を令和2年度の107億2000万円から1億円に減らし、資本準備金31億4200円を全額減らしたもの)により、繰越欠損金が大幅に解消するなど、財務体質改善が進む一方、長引くコロナ禍で収益の回復に至っていない。

当社としては、このような厳しい経営環境下において、公共交通機関としてのサービスを行い安定的に事業を継続することが、当社の社会的役割として重要であると考え、以下のような経営安定化(企業価値向上)の施策に取り組んでいく。

- ・ 駅舎・車両の商業利用、観光の取り組み
- ・ 令和5年度の3両化運行開始に伴う運輸収入増加に向けた取り組み
- ・ 県庁前駅、那覇空港駅の多客化対応(駅舎増築検討)の取り組み
- ・ モノレール社経営健全化検討会議の定期的な開催
- ・ 事業戦略、資本政策等に関する経営コンサルタントの活用
- ・ 運輸外収入の拡充策としての広告のデジタルサイネージ化
- ・ 事業継続の基盤となる人材の確保と育成

(カ) 総務省による経営健全化方針の取組状況に関する調査結果

総務省は、第三セクター等の経営健全化方針について、年度ごとに、同方針の対象団体における、経営健全化方針の策定状況及びその方針に基づく取組状況を調査し、その結果を地方公共団体・第三セクター等別に公表している。

モノレール社については、県に対する調査結果として、①経営見直し検証及び経営改善に関する取組事項、②県の自己評価の各欄に、次の内容が記載されている

(令和3年度)

① 経営見直し検証及び経営改善

新型コロナウイルス感染症の影響により再び債務超過に陥ったため、関係機関から財政支援を受けて経営安定化を図るとともに、昨年度策定した中長期経営計画の見直しを行った。同時にコロナ収束後を見据えて、輸送力増強や、沖縄Ma a Sの実証実験に取り組んだ。

② 県の自己評価

新型コロナウイルス感染症の影響により再び債務超過となっている。長期債務にかかる償還負担が大きく、今後も厳しい経営状況が見込まれることから継続的に収支状況の把握、経営見直しの検証等を行う必要がある。

(令和4年度)

① 経営見直し検証及び経営改善

昨年に比べ乗客数の増に伴い営業収益は増加し、また各種経費の削減や資本金の減資により経費の増加を最小限に抑えたが、一方で修繕費や燃料高騰による動力費が増加したため、依然厳しい状況が続いている。

② 県の自己評価

可能な限り経費削減に努め、また営業収益の増加をめざし新たな取り組みを実施しているが、長びくコロナ禍や、世界情勢の影響により債務超過額は増加している。経営状況の改善には時間を要し厳しい状況は今後も続くことが見込まれるため、継続的に収支状況の把握、経営見直しの検証を行う必要がある。

オ 監査の結果（モノレール社の経営の健全化及び県の財政の健全化について）

前記アないしエの内容を踏まえて、モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化について、監査の結果を述べる。

(7) 第三セクターの経営健全化に関する基本的な考え方

- a 第三セクターは、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該セクターの自

助努力により行われるべきである。

第三セクターの経営が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、地方公共団体は、関係を有する第三セクターについて、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営の健全化についての取組みを進め、財務規律の強化に努めることが求められる。

第三セクターにおいて、事業自体の意義（行政目的との一致）はあっても、債務超過である場合や多大な財政的リスクがある場合、その事業は採算性がないといわざるを得ないので、地方公共団体は、抜本的改革を含む経営の健全化に取り組むことが求められる。

- b 抜本的な経営健全化が求められる第三セクターについては、第三セクター以外の事業手法との比較も行った上で、最終的な費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているか否かを判断する必要がある。

費用対効果が確保されていないとの最終判断に達した場合は、清算を選択することもあり得る。

- c 債務調整を実施した上で、第三セクターで引き続き積極的な経営改革を実施するという事業選択をした場合においても、当該セクターの経営は、原則として当該セクターの自助努力により行われるべきであり、第三セクターの資金調達については、その事業自体の収益性に着目した資金調達を基本とするべきである。

ただ、当該セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

このような公的支援を行う場合は、支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることが重要である。そのため、地方公共団体と当該セクターとの間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めることが求められる。

- d 地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクターの財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財産的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

(イ) モノレール事業の公共性、公益性について

モノレール事業は、モノレール社の事業目的（前記 1(2)ウ）等に照らして、那覇市、浦添市を含む都市圏において、健全な都市機能の維持・発展を図るために必要なものとして、公共性、公益性が高いものと認められ、事業自体の意義（行政目的との一致）はあるといえる。

(ウ) モノレール事業の採算性について

a モノレール社は、平成 15 年 8 月の開業後、平成 18 年度から現在まで、令和元年度を除き、債務超過の状態が続いており、その要因として、開業にあたり借り入れた 320 億円の償還の負担が重く、資金繰りが厳しい状況にあることが挙げられる。

b モノレール社の営業収益をみると、平成 19 年度以降において、令和元年度までの数年間は、単年度の営業収益が黒字であった。これは、県内外や海外からの乗客数が増加したことによるものとみられる。このことは、モノレール事業の運営として一定の評価をすることはできる。

しかし、同社の営業収益は、長期にわたる債務超過の常態（上記 a）を完全に解消するのに十分なものであったとは認められない。

加えて、モノレール事業は、平成 20 年のリーマンショック、平成 21 年の新型インフルエンザの流行といった経済的、社会的な諸情勢の影響で、営業収益が減少し、運転資金不足さえ危惧される時期もあった。特に令和 2 年度以降、コロナ禍の影響で、営業収益が大きく減少しており、営業収益が完全に回復するためには、あと数年は要するものとみられる。

c 確かに、債務超過は平成元年度に一旦解消されている。

しかし、これは、主に、平成 30 年度の債務超過額 27 億 1700 円につき、DES（県が 50%、那覇市が 43%、浦添市が 7%の割合で、モノレール社に対する債権を株式化したもの）が実施されたことによるものである。

DES は、一般に、法人の債務超過を解消する方法として、適法ではあるものの、債権を株式化する点において、さらなる金融支援を伴うものであって、第三セクターの抜本的な経営健全化を図る方策としては、それほど評価することはできないものというべきである。

d このようにみると、県において、モノレール社の経営の健全化は、本来は、営業収益の増加又は経費の削減により、債務超過の状態を解消すること

をもって図られるべきものであることに、改めて留意する必要があると考えられる。

加えて、近時の世界情勢等の影響により、燃料費等の高騰が想定されることもあり、モノレール社による経費の削減に向けた尽力によっても、経費の増加は避けられない状況とみられる

- e 以上によれば、モノレール社における債務超過は、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいものというべきである。

この意味において、モノレール社の事業は、採算性が認められないものといわざるを得ない。

したがって、県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要がある。

**【意見】**

県は、モノレール社における債務超過が、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいことから、モノレール社の事業が採算性の認められないものであることを、改めて留意されたい。

**【意見】**

県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要があることを、改めて留意されたい。

(エ) モノレール社による経営健全化を図る方策について

モノレール社は、経営健全化を図る方策の一つとして、経費の削減を掲げている。このことは、株式会社の経営として必要不可欠なものであり、企業努力として評価できるものではある。しかし、モノレール社の事業の採算性に関する事情（前記ウ）に照らすと、経費の削減は、抜本的な改革を含む経営健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

また、モノレール社は、営業収入を増やすために3両化事業を進めている。3両化事業は、乗客の増加による営業収入の増加に加えて、乗客による混雑の

緩和やモノレール（ゆいレール）のイメージアップにもつながる点等において、評価できるものではある。しかし、モノレール社の債務超過に関する状況等に照らすと、3両化事業による営業収益の増加等は、抜本的な改革を含む経営健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

モノレール社は、令和3年度の事業報告において、経営安定化の取り組みとして、他にも駅舎・車両の商業利用・観光の取り組みなどを挙げている（前記エ(オ)）が、これらも、抜本的な改革を含む経営の健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

以上によれば、モノレール社の事業は、自らの経営努力だけでは、抜本的な経営健全化を図るために十分な方策を講じることが困難な状況にあるというべきである。

#### (ウ) 事業手法の選択について

県が策定したモノレール社の経営健全化方針によれば、県は、総務省の経営健全化等に関する指針で示された、抜本的改革を含む経営の健全化を図る事業手法に関する選択肢（前記ア(ウ)⑤）のうち、債務調整を実施した上で、第三セクターで引き続き積極的な経営改革を図る手法(iii)を選択したものと認められる。

モノレール事業の公益性、公共性に加え、乗客数の増加により営業収益が一定程度増加した時期もあったこと、県が、那覇市及び浦添市とともに、モノレール社の株式の過半数を保有していること、モノレール社の取締役のうち相当数が地方公共団体の首長又は副首長であること、このように、県が、那覇市及び浦添市とともに、モノレール社の経営に相当程度関与してきたこと（後記3(1)）等に照らすと、モノレールの事業について、上記のような事業手法を継続することも、経営判断として、あり得るものといえる。

#### (エ) 費用対効果の判断について

県は、上記の事業手法を選択する場合においても、費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているか否かを、継続的に判断する必要がある。このことは、モノレール事業について、採算性のあるものにするとともに、第三セクターにより継続することの当否を判断するためにも、重要である（前記(ア) b）。

確かに、モノレール事業について、事業の目的（前記1(2)ウ）は一定程度で



達成されているとはいえる。しかし、県がモノレール事業に相当多額の金融支援をしている現状（後記(カ)）にも照らすと、県が、モノレール事業において、費用に対する効果が確保されているか否かについて適切に判断することは、ますます重要になっているというべきである。

しかるに、県が、モノレール事業における費用対効果について、どのように判断しているのか否かは、監査の過程において、確認することができなかった。この判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断結果を明らかにする必要があると考えられる。

#### 【意見】

県は、モノレール事業において費用対効果が確保されているか否かについて、判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断の結果を明らかにされたい。

#### (キ) 県のモノレール社に対する金融支援の在り方について

##### a 金融支援に関する経緯

県は、那覇市、浦添市、沖縄公庫とともに、モノレール社の経営を支援するために、平成31年までの間、那覇市、沖縄公庫で累計124億円の無利子融資、同年の延長整備に当たり、県、那覇市、浦添市で合計約29億円の追加出資等を行ってきた。

県は、モノレール社に対し、毎年度、相当額の補助金を交付している。県からの補助金は、この数年間、3両化事業の資金に充てられており、また、損益計算書上、補助金を特別利益とし、固定資産圧縮損を特別損失として計上されており、補助金に対する課税の減額又は繰り延べが図られている。

県は、平成31年3月、経営健全化方針を策定した後、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で、令和元年12月に経営支援に関する基本合意書、令和2年2月に経営支援に関する協定書をそれぞれ締結し、金融支援に関する方針を定めてきた。

県は、那覇市及び浦添市とともに、令和元年度にDESを行い、当時の債務超過額約27億円と同額の債権につき、県は50%、那覇市は43%、浦添市は7%の割合で、株式化した。

モノレール社は、令和2年2月、中長期経営計画を策定して、財政基盤の安定に向けて、資金繰りの安定化、健全な財務体質づくり、累積損失の解消

に向けた取組みに関する方針を示した。

モノレール社は、新型コロナの影響で営業収入が大きく減少するようになった令和2年4月以降、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で連絡会議を開催して、中長期経営計画の見直し等について検討し、令和3年3月、中長期経営計画を見直した。

県は、令和2年度、那覇市及び沖縄公庫とともに、モノレール社に対する貸付金について、返済計画の見直し（リスケジュール）を行うなどして、当面の減収分に対する補填を図った。

モノレール社は、令和3年3月に見直した中長期経営計画において、令和3年度以降も、3両化事業を堅実に進めるために、安定的な資金の確保が必要となるとし、また、関係機関に協力を求めて、リスケジュール等による金融支援を実施する必要があると、令和3年度及び令和4年度に返済額の一部につきリスケジュールを要請することとしている。

このように、県は、モノレール社の事業に対し、相当多額の金融支援を行ってきており、今後も必要に応じて金融支援を行っていく姿勢を示している。

## b 検討

### (a) モノレール社に対する金融支援の基本的な在り方について

第三セクターの経営は、原則として当該セクターの自助努力により行われるべきであり、第三セクターの資金調達には、その事業自体の収益性に着目した資金調達を基本とすべきものである。地方公共団体が第三セクターに対して金融支援をすることは、当該セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に対するものについて、やむを得ないものとして許される（前記(ア) c)

これをモノレール社についてみると、県のモノレール社に対する金融支援は、モノレール社の経営状況に照らすと、第三セクターにおける資金調達の基本（事業自体の収益性に着目した資金調達）に適ったものとは認められない。

そうすると、県のモノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的

に困難と認められる経費について、必要な限度で行うことが求められる。

これまでの金融支援に関する経緯等をみると、県のモノレール社に対する金融支援は、このような見地も踏まえた上で行う必要があると認識していたであろうとは推察される。

しかし、モノレール社は、長期的に債務超過の状態にある上、これを完全に解消するだけの営業収入が得られる見通しも厳しい状況にある。

したがって、県は、モノレール社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で金融支援をすることが許されることに、今後も留意する必要があると考えられる。

また、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることが重要である。このため、地方公共団体と当該セクターとの間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である（前記(ア) c)。

前記 a の概況に照らすと、県は、平成 31 年に経営改善化方針を策定した後、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で、経営支援に関する基本合意書又は協定書等を締結し、令和 2 年 4 月以降、コロナ禍による営業収入の大幅減への対応を迫られた後も、モノレール社に対する金融支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりすることがないようにする必要があると認識してきたであろうとは推察される。

しかし、「長びくコロナ禍や、世界情勢の影響により債務超過額は増加している。経営状況の改善には時間を要し厳しい状況は今後も続くことが見込まれる」（平成 4 年度における県の自己評価）ことに照らすと、県は、改めて、モノレール社に対する金融支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることに留意する必要があると考えられる。

**【意見】**

県は、モノレール社に対する金融支援について、改めて、次の点に留意されたい。

- ① モノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で行うことが許されること
- ② モノレール社に対する金融支援について、漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすること
- ③ モノレール社に対する金融支援について、上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくこと

(ク) 県のモノレール社に対する債権管理について

- a 地方公共団体における債権管理（特に履行期限の延長や債務の免除）に関する基本的なあり方

地方自治法 240 条 3 項は、普通地方公共団体の長は、債権について、政令に定めるところにより、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨定めるところ、地方自治法施行令 171 条の 6 第 2 号は、普通地方公共団体の長は、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行を延期することが徴収上有利であると認められるときは、その履行延期を延長する特約又は処分をすることができる旨定める。

これらの規定は、普通地方公共団体の債権における履行期限の延期又は債務の免除について、債権管理の適正化、ひいては財政運営の適正化を図ったものと解される。県も、令和 3 年 3 月、沖縄県債権管理条例を制定しており、その目的として、県の債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを定めている（1 条）。

そして、地方自治法 96 条 1 項 10 号は、普通地方公共団体の議会は、所定の場合を除くほか、権利を放棄する事件につき議決しなければならない旨定める。その趣旨は、普通地方公共団体はその債権の放棄をするに当たり、その適否の実体的判断が、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられていることにあると解される。

b モノレール社に対する債権管理に関する事件について

県のモノレール社に対する金融支援に伴う債権管理について、近時、次のような事件が報道された。

- ① 県は、平成 13 年と平成 16 年、それぞれモノレール社に事業資金を貸し付けた際、利率を約 1.42%（平成 13 年）、約 1.6%（平成 16 年）としていたところ、その返済が終わっていない平成 29 年、同社との合意により、利率を 0.08%に引き下げた。県は、この利率の引下げにより、合計約 1 億 3989 万円の債権を放棄したことになるが、地方自治法 96 条 1 項 10 号に違反して、この債権放棄につき、県議会に諮っていない（令和 4 年 11 月 22 日の琉球新報、沖縄タイムスの各報道による）。
- ② 県は、平成 12 年度から平成 15 年度にかけて、モノレール社に事業資金のために貸し付けた債権について、平成 23 年度、その返済を 1 年猶予した後、平成 24 年度、返済を再開した際、利率の計算を誤った（利率の再計算をせずに、誤って返済猶予前と同じ利率を設定した）。そのため、県は、モノレール社に対し、約 10 年間にわたり、約 1900 万円を過少に請求していた（令和 5 年 2 月 22 日の琉球新報、同月 23 日の沖縄タイムスの各報道による）。

c 検討

(a) ①の事件について、県の補足説明によれば、県が議会に提出した議案では、債権の放棄額は、平成 12 年度貸付金につき 2324 万 8964 円、平成 15 年度貸付金につき 2395 万 7036 円（合計 4720 万 6000 円）とされた。

①の事件は、県において、モノレール社に対する貸付債権における利率の引下げが、このような相当多額の債権の放棄（地方自治法 96 条 1 項 10 号）に当たることを認識すべきであったにもかかわらず、これを認識せず、その結果、この件を事前に県議会に諮らなかつたものと認められる。

この事件は、県が、この利率の引下げが債権放棄に当たるといふ、債権管理上基本的な事項を認識できなかったために、地方自治法 96 条 1 項 10 号に違反し、この規定の趣旨（上記 a）に反する事態を生じさせたものであつて、財政の適正化を図る観点に照らしても、単なる「事務手続のミス」で済む問題ではないというべきである。

(b) ②の事件は、県の補足説明によれば、県において、モノレール社に対する貸付債権について、返済の猶予期間の経過後に返済を再開するに当たり、返済猶予をする前の貸付残高を基準に利息を計算すべきであったにもかかわらず、返済猶予がされずに返済されたものとして算定した貸付残高を基準に利息を計算したため、約10年間にわたり、約1970万円を過少請求していたものと認められる。

この事件は、県が、貸付債権における利息の計算において貸付残高の算定を誤った点や、その誤りを約10年間にわたり認識できず、約1970万円を過少請求し続けた点において、著しく不適切な債権管理を行ったものであり、財政の適正化を図る観点に照らしても、単なる「事務手続のミス」で済む問題ではないというべきである。

(c) 県のモノレール社に対する債権管理において、このような誤りを防ぐためには、債権管理に関する法令の規定の内容及び趣旨等を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであるとともに、複数の関係職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであると考えられる。

#### 【指摘】

県は、モノレール社に対する債権管理において、次の点に留意すべきである。

- ① 債権管理の適正化に関する法令の規定の内容及び趣旨等を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであること
- ② 債権管理に関する事務処理に当たり、複数の職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであること

(ケ) モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化に向けた今後の方針について

a 以上によれば、モノレール社の経営健全化に関して、依然として厳しい状況にある上、県の同社に対する金融支援は、相当多額なものに達しており、県の財政健全化を図る観点に照らしても、もはや看過できない事態になっているといわざるを得ない。

モノレール社の営業収入は、3両化事業により輸送力が増加する見通し等を考慮しても、モノレール社の抜本的な経営健全化を図るには十分なも

のとは認められない。他方、経費の面では、開業から相当年数が経過し、設備が老朽化すること等から経費の負担が増えるおそれや、今後も、経済的、社会的な状況等により、想定外のものも含め、経費の負担が増加するおそれがあり、このような経費の負担は避けることは極めて困難であるといえる。

- b このようにみると、モノレール社の抜本的な経営健全化、これに関する県の財政健全化を図るためには、県は、モノレール社に対し、より積極的な経営改革を図るために、モノレール事業による収入をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いと考えられる。

この点、モノレール社の令和3年度の事業報告には、「浦添延長した4駅における交通結節機能の強化による集客の取り組みも重要であり、てだこ浦西駅周辺の土地区画整理事業の進捗が大きく期待されるなか、路線バスや地域のデマンド交通との結節促進に取り組んでまいります。さらに、観光客の回復や幸地インターチェンジの供用開始を見据えた、レンタカーとの連携強化や高速バスとの結節促進に取り組んでまいります。」と記載されている。

例えば、県は、経営健全化方針に基づく取り組みとして、てだこ浦西駅に直結した「てだこ浦西駅パーク&ライド駐車場」を開設し、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用しやすい環境を整備したことを挙げる。このことは、同駅周辺の開発等とあわせて、同駅の利用客及び営業収益を増加させ、より積極的な経営改革を図るための方策として、一定の評価をすることはできる。しかし、同駅周辺の状況に照らすと、この開発をさらに進める方策を講じることが、モノレール社の抜本的な経営健全化を図るために必要であると考えられる。

#### 【意見】

県は、モノレール社の抜本的な経営健全化に向けて、より積極的な経営改革を図る必要がある、そのために、モノレール事業による営業収益をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いことを、改めて留意されたい。

(2) 議会・住民に対する説明の在り方について

a 地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクターの財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財産的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である（前記(ア) d）。

b これをモノレール社についてみると、同社は、事業年度ごとに事業報告及び財務諸表等をホームページ等で公表しており、令和3年度の事業報告には、同社の経営健全化に関して対処すべき課題として、経営安定化（企業価値の向上）の取り組みや、輸送力増強や交通結節機能強化の取り組みについて記載されている。

県は、平成31年2月に策定した経営健全化方針及び令和元年度の経営健全化方針に向けた取組状況を、ホームページに公表している（ただし、令和2年度、令和3年度の経営健全化方針に向けた取組状況は、ホームページで公表されていない。）。

また、モノレール社は、中長期経営計画（令和3年3月に見直された内容を含むもの）については、サマリー（1枚に図面化したもの）をホームページに公表しており、その中には、財政基盤の強化に向けた方針や取組みの骨子について記載されている。

c これらによれば、モノレール社の経営状況、県の同社に対する金融支援の概況については、相当程度の情報が公表されており、また、経営健全化方針には、同社の平成31年当時の経営状況及びこれに至った経緯等が説明されているとはいえる。

しかし、県のモノレール社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等については、県がモノレール事業の費用対効果に関して判断しているか否かが明らかでないこと（前記(カ)）もあり、わかりやすい説明がされているとは認められない。

県は、議会又は住民に対し、これらの事項について、わかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図っていく必要があると考えられる。



**【意見】**

県は、議会又は住民に対し、モノレール社の財務書類や将来負担額等、経営諸指標、県の同社に対する金融支援の内容に加え、県の同社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、よりわかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図られたい。

#### 4 その他について

##### (1) モノレール社の役員構成、活動状況等について

###### ア 役員構成、職歴等

役員構成、職歴等は、令和3年6月21日から令和4年3月までの間、次のとおりであった。

代表取締役社長	渡慶次 道 俊
	元琉球銀行常務、福山ホールディングス常勤顧問
取締役副社長（非常勤）	城 間 幹 子
	那覇市長（当時）
常務取締役	上 原 国 定
	元県土木建築部長
取締役（非常勤）	謝 花 喜 一 郎
	沖縄県副知事（当時）
取締役（非常勤）	知 念 覚
	那覇副市長（当時）
取締役（非常勤）	大 城 千 栄 美
	浦添副市長
取締役（非常勤）	國 場 幸 一
	株式会社国場組代表取締役会長
取締役（非常勤）	喜 久 里 忍
	琉球セメント株式会社代表取締役社長
取締役（非常勤）	佐 々 木 正 茂
	株式会社JAL、JTAセールス代表取締役社長
常勤監査役	渡慶次 憲 義
	元沖縄公庫理事
監査役（非常勤）	町 田 優
	沖縄県信用保証協会会長（当時）（元沖縄県企業局長）
	（上記期間中に、町田優は辞任し、その後任として、岩井健一（沖縄県信用保証協会会長）が就任した。）
監査役（非常勤）	小 橋 川 邦 也
	元那覇市建設管理開発部長
監査役（非常勤）	山 城 正 保

## 株式会社沖縄銀行代表取締役頭取

### イ 役員が取締役会への出席状況

令和3年6月から令和4年3月までに行われた取締役会(合計4回)の議事録に、欠席者として記載された役員は、次のとおりである。

(令和3年度第2回 令和3年6月21日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎

監査役 町田優

(令和3年度第3回 令和3年9月24日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎、大城千栄美

監査役 山城正保

(令和3年度第4回 令和3年12月15日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎、喜久里忍

(令和3年度第5回 令和4年3月22日)

取締役 城間幹子、喜久里忍

### ウ 監査の結果

令和3年6月21日から令和4年3月までの間に行われた取締役会において、取締役(非常勤)のうち、那覇市長は、いずれも欠席し、沖縄県副知事は、4回のうち3回欠席している。

社外取締役は、コーポレートガバナンスの強化、客観的な経営助言を行うこと等の役割を期待されて設定されるものである。しかし、このような取締役会への欠席が多い取締役は、このような役割を全うすることができないというべきである。

那覇市長が取締役会に欠席するのは、那覇副市長が取締役会に出席していることが背景にあると推察されるが、社外取締役の役割に照らすと、このことをもって那覇市長が取締役会に欠席してよいとはいえない。

よって、当該社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法及び取締役会の開催時期を検討されたい。

**【意見】**

社外取締役の選任が適切であったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法及び取締役会の開催時期を検討されたい。

(2) 令和3年度の委託契約について

ア モノレールの駅の自由通路の維持管理について

県とモノレール社は、県が所管するモノレールの駅の自由通路の維持管理について、令和3年3月31日、平成15年8月1日付けで交わした覚書に基づき、委託契約書を交わした。

この委託契約書には、次のような内容が定められている。

- ① 業務内容は、県が所管する10駅の自由通路において、施設の清掃、施設の維持修繕、エレベータやエスカレーターの保守点検及び運行管理等とする。
- ② 業務の委託費は、1億2227万6000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- ③ 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は背負わせることはできない。

契約の主たる部分（契約金額の95%を超える業務。企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務）を第三者に委任し、又は背負わせることはできない。

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

- ④ 委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、自由通路等清掃業務、自由通路維持修繕業務、設備保守点検業務とする。
- ⑤ 契約の一部を第三者に委任し、又は背負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

イ モノレールの分岐器の維持修繕業務について

県とモノレール社は、令和3年6月22日付けで、モノレールの分岐器の修繕業務に関する委託契約書を交わした。

この委託契約書には、次のような内容が記載されている。

- ① 業務内容は、首里分岐器と入出庫分岐器の維持修繕とする。

- ② 業務の委託費は、1 億 3317 万 7000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- ③ 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は背負わせることはできない。
- 契約の主たる部分（契約金額の 95%を超える業務。企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務）を第三者に委任し、又は背負わせることはできない。
- 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。
- ④ 委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、施設の維持修繕業務とする。
- ⑤ 契約の一部を第三者に委任し、又は背負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

#### ウ 監査の結果

これらの委託契約について、特に指摘すべき事項はない。

### (3) 令和 3 年度の補助金の交付について

ア 沖縄県補助金等の交付に関する規則 4 条 1 項は、知事は、補助金等の交付申請があったときは、申請書類等の審査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をしなければならない旨定める。

そして、沖縄都市モノレール事業補助金交付要綱は、1 条において、知事は、モノレール事業を促進するため、モノレール社が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする旨、3 条において、モノレール社は、補助金の交付申請において、補助金交付申請書、補助金交付申請総括表及び補助金関連事業概要書に補助対象事業の当該年度の収支予算書を添えて知事に提出しなければならない旨、4 条において、知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を会社に通知する旨を定める。

イ モノレール社は、令和 3 年度の補助金について、令和 3 年 4 月 1 日付けで、3 両化事業について、同年度の工事費等約 39 億 99 百万円のうち、16 億 36 百万円につき、補助金の交付を申請し、県知事は、同年 6 月 30 日付けで、この補助金の交付を決定し、その旨をモノレール社に通知した。

ウ 監査の結果

これらの補助金の交付について、特に指摘すべき事項はない。

## 第8章 総括

### 1 指摘・意見一覧

本報告書における指摘・意見の内容と該当頁等を取りまとめた一覧表は次の通りである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第2章 総論	2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等	9	○		過去の包括外部監査報告に対する措置を適切に実施し、措置状況について、速やかに公表すべきである。
	4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について	11	○		国から発出された通知、指針の内容を検討した上で、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を実情に合わせて改定すべきである。
	5 短中長期計画の公表について	12	○		県が公表すべきものと定めている短中長期計画について、短期計画、中期計画、長期計画をそれぞれ作成するよう指導すべきである。
		12	○		県において、短期計画、中期計画、長期計画についての定義を示すなど、計画期間について一定の基準を示すべきである。
		12		○	短中長期計画について、記載すべき項目等を提示するなど、作成内容について、一定の基準を提示されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	2 財務状況 (2) 財務に 関する監査 手続 ア 会計監 査人設置に ついて	19		○	法人の規模、監事の関与状況に照らす と会計監査が十分とはいいがたく、会 計監査人の設置を検討されたい。
	2(2)ウ 経理 規程につい て	20 ～21		○	「一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー会計規程」について、以 下の問題点等が散見され、見直しを検 討されたい。 ・第4条：出納役と出納員に総務部長を 充てるとあるが、出納員は別の担当者 を充てられたい。 ・第7条：現在、入金伝票、出金伝票、 振替伝票は使用していないが、依然と して伝票会計を前提とした記述となっ ており、見直されたい。 ・第5章と第6章：棚卸資産、固定資 産、消耗品等の記載が混在しているた め、整理されたい。 ・第44条：固定資産の減価償却につい て、間接償却法とあるが決算書は直接 償却法となっており、見直されたい。
	2(2)カ 切 手、収入印紙 について	22		○	切手についても枚数管理し、定期的に 受払簿と現物の照合をされたい。
	2(2)キ 固定 資産につい て	22		○	後日の検証に備え、固定資産台帳と現 物との照合を実施した証跡を残されたい。



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	2(2)ク 各種 引当金につい て	22		○	12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。
	2(2)ケ 予定 価格の積算方 法について	23		○	予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。
	3 業務委託 契約に関する 監査結果 (2) 特命随意 契約について オ OCVB との 随意契約の契 約金額につい て	38		○	OCVB に発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討されたい。
	3(2)カ OCVB が受注した事 業の再委託に ついて	38		○	仮に、OCVB が関わるべき事業であったとしても、OCVB は多岐にわたって再委託業務として民間業者に発注しているのだから、OCVB が再委託業務として発注している業務について、別途、県が一般競争入札や公募等によって発注することはできないのか等について検討されたい。
3(3) 事業の 継続について	40	○		沖縄県 PDCA 実施結果について、「沖縄県 PDCA における主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも、検証等を実施した年度の3月末までには公表すべきである。	

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(3) 事業の 継続について	40		○	OCVBに発注している事業（特に特命随意契約を締結している12事業）について、PDCA実施結果を踏まえて、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について検討されたい。
	3(4) 再委託 について イ OCVBに 対する業務委託 に関する再委 託制限	45		○	<p>県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることを明確にするため、OCVBと各再委託先との間で作成される再委託契約書における再々委託制限条項については、以下のような規定を検討されたい。</p> <p>第●条（再委託）</p> <p>1 乙（OCVBからの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に書面による甲（OCVB）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する者に対する再委託を禁止する。</p> <p>(1) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者</p> <p>(2) 県の指名停止措置を受けている者</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者</p> <p>(4) 法人その他の団体であつて、その役員が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（後略）</p>

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(4) 再委託 について	46	○		再委託申請書における「再委託先の適格性」のチェック項目について、機械的にチェックするのではなく、再委託先が未定の際には適格性の判断はできないのであるから、いずれのチェック項目も外すべきである。
	3(5) 委託料 の概算払いに ついて	47		○	委託業務未完了の状態において、上限9割もの支払が可能となる旨の規定について、見直しを検討されたい。
		47		○	概算払いが可能となる条件として、実績・進捗状況に応じた支払等の客観的な基準を検討されたい。
	3(6) 提出書 類の名称統一 について	48	○		契約書及び仕様書には、業務完了後に提出すべき報告書の名称を統一して記載すべきである。
		48	○		委託業務完了届及び実績報告書のモデル書式を示し、統一したものを提出させるべきである。
	3(7) 旅費の 見積について	49	○		各委託事業において、明確な旅費算定基準に基づき、統一的な見積を算定すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8) 前記(1) ①～⑮の各 事業委託業 務に関する 監査結果	51		○	実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成されたい。
	ア ①令和 3年度 離島 観光活性化 促進事業	52	○		実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載するよう指導すべきである。
	3(8)イ ②令 和3年度 教 育旅行推進 強化事業	53	○		実施計画書の変更がある場合、契約書2条3項に基づく変更であるのか、契約書4条1項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。
		54		○	「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という追加業務について、別途発注することなく、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要性があったのか検証されたい。
		55	○		再委託承認申請を行い、再委託条件を付した上で再委託承認がなされた場合、当該再委託条件を遵守させる再委託契約（契約名称が「売買契約」等であっても、契約内容に再委託の実態がある場合を含む）を締結するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)イ ②令 和3年度教 育旅行推進 強化事業	56	○		請書においても、「再委託先に対し一括 再々委託の禁止の義務付け」、「再委託 先に対し、暴力団関係者や指名停止業 者への再々委託の禁止の義務付け」、 「再委託先に対し、守秘義務を負わせ ること」との再委託条件について約定 すべきである。
	3(8)ウ ③令 和3年度国 内需要安定 化事業	57		○	実施計画書の業務内容については、仕 様書の業務内容に基づいて作成し、特 に、仕様書に記載された業務内容につ いて、修正等を行う場合であっても、大 項目については仕様書に記載された業 務内容を反映されたい。
		57	○		仮に、実施計画書の作成段階において、 仕様書の業務内容が実態にそぐわない ことが判明したような場合には、仕様 書自体を変更すべきである。
		58		○	実施計画書に記載された業務内容と事 業費見積書に記載された業務内容は、 出来る限り統一して記載されたい。
		59	○		実施計画書の変更がある場合、契約書2 条3項に基づく変更であるのか、契約 書4条1項に基づく変更であるのか、 統一した手続を行うべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)エ ④令 和3年度フ ィルムツー リズム推進 事業	60	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		61	○		OCVB が再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		62	○		請書の作成を省略をする場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。
	3(8)オ ⑤令 和3年度観 光人材育成・ 確保促進事 業	63	○		OCVB 等コンソーシアムに対し、契約書第2条に基づく文書として、実施計画書を提出させるべきである。
		65		○	実施計画書の事業内容の項目は、仕様書の事業項目と合わせた内容にて記載するか、仕様書の内容を修正されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)オ ⑤令 和3年度 観 光人材育成・ 確保促進事 業	65	○		実施計画書の事業内容は、仕様書が定める基準を満たすものとすべきであり、仮に、仕様書の基準に不都合があるような場合には、仕様書自体を修正・変更すべきである。
		66	○		契約書第5条1項の規定に基づき、実施計画書の変更に対して、承認を行うべきである。
		68	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		68	○		請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。
		69	○		業務委託契約が県とコンソーシアムとの間で締結されている場合には、再委託承認申請書はコンソーシアム名義にて提出させるべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)オ ⑤令 和3年度 観 光人材育成・ 確保促進事 業	69	○		県の再委託承認後に、再委託承認期間の変更が生じる場合には、予め変更申請を行うべきであり、県の再委託承認前に、既に提出した再委託承認申請書の内容に変更が生じる場合には、提出済みの再委託承認申請書について、修正・撤回する旨の文書を提出させるべきである。
		70	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		71	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		71	○		再委託に関する業務委託契約書には、契約当事者が反社会的勢力ではないことの確約表明及び再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。
		72		○	契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)カ ⑥令 和3年度 観 光危機管理 体制構築支 援事業	74	○		契約書の定めに従い、仕様書に基づかない実施計画書を承認すべきではなく、仕様書に基づいて、実施計画書における業務の具体的内容や業務の実施方法を策定させるべきである。
		75	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		76	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		76	○		個人事業主に対し再委託を行おうとする場合、再委託承認申請書の「再委託先」欄には屋号のみでなく、個人名も記載するよう指導すべきである。
		77	○		契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観光 コンベン ションビ ューロー ー	3(8)カ ⑥令 和3年度 観 光危機管理 体制構築支 援事業	77	○		同一日付・同一内容で金額の異なる契約書（請書）が2通存在し、1通は誤って作成された（当該内容で合意していない）ような場合には、誤って作成された契約書（請書）を破棄するなど、適切に契約書類の保管・管理をすべきである。
		78	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		78	○		再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。
	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	81	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		81		○	契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。
		81	○		再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	82	○		県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		82	○		再委託承認書には、正しい申請日を記載すべきである。
		83	○		県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		84	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		87	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		90	○		沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	90	○		100万円を超える業務委託契約を締結する場合には、原則として、一般競争入札によるべきである。
		90	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		91	○		再委託承認を得た再委託予定業務について、実際に契約締結に至らなかった場合には、変更申請ないし再委託申請の取下げを行うべきである。
	3(8)ク ⑧令 和3年度 沖 縄観光受入 対策事業	92	○		仕様書に定めた業務内容を省略した実施計画書を承認すべきでなく、実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について策定されるべきである。
		94	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		94	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)ケ ⑨令 和3年度 沖 縄観光誘致 対策事業	95	○		契約書第2条に基づく文書である「実施計画書」として提出させるべきである。
		96	○		再委託先が共同企業体やコンソーシアムの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。
		96	○		OCVBを含む複数の発注者による業務委託契約を行う場合には、その旨再委託承認申請書等に記載すべきであり、再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。
		99	○		同一内容の再委託契約を2回以上に分けて実施する場合には、再委託承認申請書の「再委託を予定する業務」や「再委託の必要性」等に、最初に申請・承諾を受けた再委託承認申請と2回目以後の再委託承認申請の内容が区別できるような事項(2回目の発注であることや、その理由等)を記載すべきであり、県の承認後に締結する再委託契約書においても、両者が異なるものであることが分かる項目(発注回数等)を明記すべきである。
		100	○		再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)ケ ⑨令 和3年度 沖 縄観光誘致 対策事業	100	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		100	○		再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		102	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		102	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
	3(8)コ ⑩令 和3年度 観 光2次交通 機能強化事 業	105	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
					再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		105	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
					再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)コ ⑩令 和3年度 観 光2次交通 機能強化事 業	106	○		再委託するに当たっては、再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。
	3(8)サ ⑪令 和3年度 ク ーズ`船フ°ロモーシ ョン事業	109	○		再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。
		109	○		沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。
		110	○		例外的に契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。
		110	○		請書に、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		110	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)シ ⑫令 和3年度 戦 略的 MICE 誘 致促進事業	112	○		再委託先がコンソーシアムやジョイ ントベンチャーの場合には、代表企業 のみではなく、構成員全員との間で書 面にて約定すべきである。
	3(8)ス ⑬令 和3年度 観 光誘致対策 事業（MICE 推進課）	114		○	重複・関連した業務内容について、あ えて複数の事業として分離発注する 必要があるかどうか、十分に検討され たい。
	3(8)セ ⑭令 和3年度 ス ポーツツー リズム戦略 推進事業	114	○		契約書2条1項の規定通り、契約締結 後10日以内に実施計画書として提出 させるべきである。
		115	○		実施計画書の内容が変更となる場合 には、OCVBから実施計画書の変更内容 を記載した書面を提出するよう求め、 これに対し、承認の手続を履行すべき である。
		116	○		再委託承認を受けた内容に変更が生 じる場合には、予め変更申請を行うよ う指導すべきである。
116	○		再委託承認申請書における「再委託の 適格性」について、適正に審査すべき である。		



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)セ ⑭令 和3年度 ス ポーツツー リズム戦略 推進事業	117	○		請書においても、「再委託先に対し一 括再々委託の禁止の義務付け」、「再委 託先に対し、暴力団関係者や指名停止 業者への再々委託の禁止の義務付 け」、「再委託先に対し、守秘義務を負 わせること」との再委託条件について 約定すべきである。
第4章 沖縄県 環境整 備セン ター株 式会社	2 財務状況 (2) 財務に 関する監査 手続 イ その他 の監査手続	132		○	県は、不十分な経営計画に対し、安易 な財政支援を行うことのないよう、十 分に留意されたい。
	3 監査の結果 (1) 中長期 計画につい て	136	○		「公社等の指導監督要領」「10」「15」 に基づき、中長期計画について、実情 に沿った内容にて随時更新の上、県民 に対し、積極的に情報公開するよう指 導すべきである。
		137		○	「公社等外郭団体の財政支援等に関 する指針」「第3 管理運営の指導監督 に係る留意事項」に鑑み、公社等が策 定した中長期計画について、その策定 内容、実施状況、及び、更新すべき内 容等について、検証する体制を構築さ れたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第4章 沖縄県 環境整備センター株式会社	3 監査の結果	138	○		県は、外郭団体に対し、指導・監督すべき立場にあり、最終処分場の被覆施設の移設等の重要事項について、定期的に報告を求めた上で、十分な協議を実施すべきである。
	(2) 最終処分場の被覆施設移設について	138	○		環境整備センターの筆頭株主として、移設方針等の重要事項について、株主総会で意見を述べるなど、適正にチェックすべきである。
	ア 移設方式の決定に関して				
	3(2)イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について	139		○	県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。
	3(2)ウ 収支計画について	140		○	被覆施設移設のための休止期間における売上減少等について、単なる費用試算にとどまらず、顧客獲得（顧客離れ）等の要因も検討した上で、十分な収支計画がなされているか、環境整備センター側と協議されたい。
3(4) 役員の就任について	144		○	副知事が今後も引き続いて、環境整備センターの代表取締役役に就任する必要があるのか、仮に、取締役役に就任すべき必要がある場合であっても、非常勤取締役の就任では目的を達成できないのか否かについても、検討されたい。	

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第4章 沖縄県 環境整備センター株式会社	3 監査の結果 (4) 役員の就任について	144		○	引き続き副知事が代表取締役役に就任する必要があると認められる場合であっても、その就任期間について、具体的な任期を定めることを検討されたい。
第5章 那覇空港ビルディング株式会社	3 監査の結果 (1) 短中長期計画について ウ 計画の策定基準	156		○	県としても、那覇空港ビルディングに対し、経営計画を策定するにあたり、従来の事業実績、将来の事業の見通し等策定基準を定めるとともに、計画を修正するにあたり、事業の状況に著しい変化が生じた場合等の修正基準を定めるよう求め、同基準を共有されたい。
	3(1)エ 長期経営計画について	157	○		沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。
	3(2) 備品の管理について ウ 資産無償譲渡契約について	158		○	10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。
	3(3) 内部統制システムについて イ ハラスメントについて	160 161	○ ○		那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメント相談のための対応マニュアルを作成すべきである。 職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第5章 那覇空 港ビル ディン グ株式 会社	3 監査の結果 (3) 内部統 制システム について イ ハラス メントにつ いて	161		○	那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。
	3(4) 契約関係	162		○	那覇空港ビルディングは、ジェイシーシーとの契約締結にあたり、契約締結時までに契約書を作成できなかった理由を精査するとともに、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。
第6章 石垣空 港ター ミナル 株式会 社	3 監査の結果 (1) 短中長 期計画につ いて ウ 中長期 経営計画	170	○		沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うべきである。
		177	○		沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。
		177		○	売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第6章 石垣空 港ター ミナル 株式会 社	3 監査の結果  (2) 備品の管理について  イ ヒアリング結果	178		○	10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をすることが望ましい。
	3(3) ハラスメントについて  ウ ヒアリング結果について	180	○		「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」適用後も規程違反が常態的に生じた理由について、早急に総括し、規程違反発生防止に取り組むべきである。
		180	○		セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を早急に設置すべきである。
		180	○		セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの周知方法を検討すべきである。
		180	○		「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」とで相談の取り扱いについて、共通の規程を設けるべきである。
	3(4) 取締役会について	181		○	社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果	208		○	県は、モノレール社における債務超過が、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいことから、モノレール社の事業が採算性の認められないものであることを、改めて留意されたい。
	(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について オ 監査の結果	208		○	県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要があることを、改めて留意されたい。
		210		○	県は、モノレール事業において費用対効果が確保されているか否かについて、判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断の結果を明らかにされたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果  (2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について  オ 監査の結果	213		○	<p>県は、モノレール社に対する金融支援について、改めて、次の点に留意されたい。</p> <p>① モノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で行うことが許されること</p> <p>② モノレール社に対する金融支援が、漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすること</p> <p>③ モノレール社に対する金融支援について、上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくこと</p>
		215	○		<p>県は、モノレール社に対する債権管理において、次の点に留意すべきである。</p> <p>① 債権管理の適正化に関する法令の規定の内容や趣旨を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであること</p> <p>② 債権管理に関する事務処理に当たり、複数の職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであること</p>

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果	216		○	県は、モノレール社の抜本的な経営健全化に向けて、より積極的な経営改革を図る必要がある、そのために、モノレール事業による営業収益をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いことを、改めて留意されたい。
	(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について オ 監査の結果	218		○	県は、議会又は住民に対し、モノレール社の財務書類や将来負担額等、経営諸指標、県の同社に対する金融支援の内容に加え、県の同社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、よりわかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図られたい。
	4 その他について (1) モノレール社の役員構成、活動状況等について ウ 監査の結果	221		○	社外取締役の選任が適切であったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法を検討されたい。



## 2 総評及び提言

本報告書における指摘・意見については上記の通りであるが、包括外部監査人として、本監査について総評を述べたうえで、いくつかの点について提言しておきたい。

### (1) 公社等外郭団体について

公社等外郭団体は、国及び地方自治体において、行政の執行を補完する必要不可欠かつ重要な機関（団体）であることは、否定できない。

しかし、他方で、公社等外郭団体は、地方自治体等から独立した自立的な団体であるべきであるという点も否定できない。

ところで、かつて全国に存在する多くの第三セクターと称される外郭団体が、野放図な経営によって財政的破綻に陥り、さらに地方自治体等が無謀と思われる財政的支援をしたことから、第三セクターは多額の負債を抱え経済的に破綻し、地方自治体等が多額の財政負担を強いられたことがあった。これは、国民から税金の垂れ流し、行政の怠慢と批判されることになった。

そこで、国は、平成 11 年 5 月 20 日に「第三セクターに関する指針」を示し、平成 15 年 12 月 12 日に同指針を改定し、平成 21 年 6 月 23 日付で「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」との通知を発出している。さらに、国は、平成 26 年 8 月 5 日付で「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」、平成 30 年 2 月 20 日付で「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」、令和元年 7 月 23 日付で「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」と題して、矢継ぎ早に何度も第三セクター経営健全化に向けた指針等を示している。

この、国からの第三セクターに関する矢継ぎ早の「経営健全化に関する指針」の提示が何を意味するかは、極めて明白であると思われる。前述したように、地方自治体の行政を補完する機関（団体）として、公社等外郭団体（第三セクターと言い換えてもよい）は、必要不可欠かつ重要な機関である。そうであるからこそ、公社等外郭団体に対する財政支援が野放図に行われ、その結果、当該外郭団体等の自主経営努力ないし能力を失わせ、団体としての自立性も失い、ひいては経営破綻を招くおそれがあることから、それらを防止するために、前述の矢継ぎ早の指針の発動となったのである。

## (2) 沖縄県における公社等外郭団体について

沖縄県が対象としている公社等外郭団体は、36 団体である。いずれの団体も沖縄県の行政を補完するうえで必要不可欠な団体であると思われる。そのうち、本包括外部監査の対象としたのは、5 団体であり、その選定基準は、8 頁で述べた通りである。

### ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）

観光立県を標榜する沖縄県において、OCVB は、県行政を補完する機関として極めて重要な位置を占めるものである。そのためと思われるが、観光事業に関する県の事業の多くが、OCVB に随意契約で発注されている。随意契約をする場合はいくつかの条件を満たしていなければならず、県と OCVB の随意契約は、ほぼその条件を満たしていると思われるが、中には、その適正性・妥当性が疑われる契約があると思われ、県民に対する公平性・透明性を確保する意味でも、本監査で述べた意見を参照して、随意契約についても一度精査して本当に随意契約すべき案件であったかどうか検討すべきと考える。ややもすると、県民の目から見て、県と OCVB のなれ合いによる契約と疑われかねないので注意すべきであろう。

また、OCVB は自立性を持った独立の機関であることには間違いないが、県民の目から見ると、行政機関の一環と思われても仕方のない一面もある。やや細かい話になるが、そのような存在の OCVB が、外部の民間企業との間で再委託契約や請負契約を締結する際に、法令の規定や基準、自ら定めた県との契約に従わないで再委託契約等を締結し、契約書を作成しないまま再委託先に仕事を請け負わせてはならない。このようなことを、県と OCVB がなれ合いで続けることが、県民に対し不信感を植え付けることになるのである。自戒されたい。

### イ 沖縄県環境整備センター株式会社

廃棄物処理の問題は、沖縄県においても最重要課題の一つである。廃棄物を不適切に処理することはダイオキシンをはじめとする各種有害物質を発生させ、環境破壊に繋がるおそれがある。その意味で、産業廃棄物の適正な処理体制等の確保を目的とした環境整備センターは、沖縄県にとって有意義な存在である。

ところが、産業廃棄物の最終処分場の確保を目指して設立された環境整備センターの最終処分場の処理施設に関して、計画が甘いというか、ずさんと言わざるを得ない状況が発出している。すなわち、最終処分場の 4 分割のうち、1 面は令和 5 年中旬には満杯となる見込みであり、それまでには被覆施設の移設工事をする必要がある

のに、それが、予算面からも工事期間から見ても、令和5年中旬までに移設工事が、全く間に合わない状況となっている。県は、環境整備センターに対して、早急に移設工事をどのようにするのか、費用はどうするのか等の計画を策定させ、早急に被覆施設の移動を実現すべきである。

#### ウ 那覇空港ビルディング株式会社及び石垣空港ターミナル株式会社

沖縄県は島嶼県であり、空港の整備開発は観光事業の発展について不可欠であり、両会社とも沖縄県にとっては必要不可欠な存在である。

また、両会社は、経営的にも財政援助の面からも特筆すべき問題はないと思われるが、この度のコロナ感染症による観光客の減少が、今後も発生しないとは言えず、何らかの方法で空港ターミナルが、観光客や飛行機の利用者のみならず一般の市民が利用しやすい施設となるよう創意工夫すべきであろう。

蛇足と指摘されそうであるが、両会社の経営方針について、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの規定が不十分であり、内部通報システムも機能しているとはいえないため、将来にわたって安定的な会社経営がなされるためには、そのようなハラスメント防止規定や内部通報システムについては十分に構築すべきである。それによって、従業員は安心して勤務することができ、経営も安定し、ひいては、県による財政的援助も必要がなくなるとと思われる。

#### エ 沖縄都市モノレール株式会社

鉄軌道の導入は、沖縄県民全体の悲願である、というスローガンの下、モノレールを設置運営管理するために設立されたのが、モノレール社である。

したがって、モノレール社は、沖縄県にとって重要かつ不可欠な存在であり、無くしてはならない存在と言える。

ところが、モノレール社の財政状況を見ると、コロナ感染症の蔓延による利用者の激減という外的要素があるにしても、債務超過が継続しており、県や市の財政援助がなくては存続が厳しい会社であることは否定できない。

モノレールを設置することは、莫大な予算の設備投資が必要であり、設立当初から赤字経営は予想されていたところである。にもかかわらず、モノレールが導入されたのは、沖縄県民の鉄軌道に対する期待や憧れを具現化すべきであると、国や県及び市等の行政が判断したからに他ならない。

しかし、だからと言って、赤字が続き財政的破綻の危機に瀕した場合に、未来永劫、県等が財政支援すべき、ということにはならない。

沖縄県は、モノレール社と協力して、より一層経営健全化のための計画を策定し、どうしたら赤字経営を少しでも脱却できるか、総合的に検討すべきである。そして、モノレールの導入が、沖縄県経済に与えた影響を費用対効果の面から詳細に分析し、今一度、モノレールの導入による社会環境の変革などについて、沖縄県民に説明すべきである。モノレール社の経営努力だけでは、赤字は解消しないし、3両編成にしたからと言って直ちに赤字が解消するとも思われない。沿道の地域開発を県もモノレール社と一体となって計画し推進すべきであり、スピーディーに行なうべきである。

以上のことを提言する。

以 上